

令和6年第4回（12月）定例町議会

（第2日 12月4日）

令和6年第4回（12月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年12月4日（水）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第56号 西伊豆町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

日程第 3 議案第57号 西伊豆町診療所設置条例の一部を改正する条例案について

日程第 4 議案第58号 西伊豆町防災センター条例の一部を改正する条例案について

日程第 5 議案第59号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について

日程第 6 議案第60号 西豆衛生プラント組合規約の一部を変更する規約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番 松田 貴宏 君

2番 浅賀 元希 君

3番 仲田 慶枝 君

4番 堤 豊 君

5番 芹澤 孝 君

6番 高橋 敬治 君

7番 山田 厚司 君

8番 西島 繁樹 君

9番 堤 和夫 君

10番 増山 勇 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 星野 淨晋 君

副町長 高木 光一 君

教 育 長	鈴 木 秀 輝 君	総 務 課 長	村 松 圭 吾 君
まちづくり 戦略課長	長 島 司 君	産業振興課長	渡 邊 貴 浩 君
窓口税務課長	高 橋 昌 子 君	健康福祉課長	鈴 木 一 博 君
建 設 課 長	久 保 田 寿 之 君	防 災 課 長	真 野 隆 弘 君
環 境 課 長	土 屋 智 英 君	会 計 課 長	森 健 君
企 業 課 長	居 山 繁 君	教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	朝 倉 通 彰 君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐 野 浩 正	書 記	堤 浩 之
--------	---------	-----	-------

開会 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎発言の訂正

○9番（堤 和夫君） 議事進行、発言の許可を求めます。

○議長（堤 豊君） ただいま、9番。

失礼しました、どうぞ。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 昨日の私の一般質問において、野中氏の第2子を今年生まれと発言いたしました。正しくは昨年8月生まれでした。お詫びして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○議長（堤 豊君） ただいま、9番、堤和夫君から一般質問における発言訂正の申出がありました。

この件につきましては、会議規則第64条の規定により議長が許可します。

以上です。

◎一般質問

○議長（堤 豊君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し、町長に反問権を付与しています。

◇ 10番 増 山 勇 君

○議長（堤 豊君） 通告5番、増山勇君。

10番、増山勇君。

〔10番 増山勇君登壇〕

○10番（増山 勇君） おはようございます。2日目の第1番で一般質問を行います。私、その前にですね、一般通告書、通告書の補充説明の順番が若干違っておりましたのでお詫びをいたします。

さて、第1には町長の政治姿勢についてお伺いします。町長は「町民の声を行政に」をスローガンとしていましたが、町長、8年間を振り返ってどのような感想をお持ちなのか、まずお聞かせください。

2番目で、この8年間で町づくりで重要だと思ったことは何か。

3番目は、最近の全員協議会では、議員の賛否を問う場面が多いのではないかと感じております。そのことについて町長はどのように考えているのか、まずお聞かせください。

2点目は、マイナ保険証についてお伺いをします。12月2日以降は、現行の被保険者証は「マイナ保険証」に一本化がされると広報に記載されているが「マイナ保険証」に移行しない場合に交付される資格確認書はどういうものなのか。

2点目は、「マイナ保険証」のトラブルはこれまであったのか。また問題点や課題はあるのか、町としてどのように把握されているのか。

3番目は、町で月2回行っているマイナナンバーカード時間外交付申請は、新規交付申請以外の業務を行わないのか。

最後に4番目、これですけれども本来、「マイナ保険証」の選択は個人の任意としているが、国は「マイナ保険証」の利点だけを宣伝しているように思える。「マイナ保険証」から資格確認書に移行したいという人がいた場合はどう対応するのかお答えください。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（堤 豊君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、増山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の町長の政治姿勢についての(1)8年間の行政についてでございますが、町民の声には応えられるものに関しましては柔軟に应运えてきたと思っております。ただ制度的なものであったり、費用対効果が見込めないものなどに関しては見送らざるを得ないものもあったと思っております。また同じ問題に関しまして、町民の声が多くの方角を向いている場合に関しましては解決ができなかったものもありましたが、やれることに関しましては十分、行えたのではないかとと思っております。特に安良里地区の旧喫茶店に関しましては、所有者も町外などで交渉事もかなり時間を有しましたが建物が崩れる前に手をつけることもでき、現在、バス停兼ごみのリサイクルステーションとしての整備を進めているところでございます。また津波避難タワーにあっては5基を建設し、現在、あと2基の整備を予定し住民の命を守る取り組みもできたと思っております。そのほかにも就労場所を増やす、潰さないという取り組みも行っていました。

次に(2)の8年間のまちづくりについてでございますが、私が就任して1番の危機感は、年配者を支える世代の少なさによる介護難民が生まれる可能性を感じました。ただ、その職に就く方を増やしさえすれば、どうにかなる問題でもなかったため、みんなが元気に年を重ねられる取り組みをすることが、1番今後のためになると考えました。当時、介護保険料の月額7,000円まで上がり、第9期は1万円まで上がるという試算も出ておりましたので、社協さんのご協力を頂きながらラジオ体操の輪を広げつつ、介護保険に関する紙芝居を町の職員が各地区で行い、健康への関心を高めてまいりました。これらの成果か、現在の介護保険料は月5,400円まで下げることができましたし、女性のお達者度につきましては平成30年度は県内34位でございましたが、本年度のお達者度につきましては15位まで改善しております。また、毎日出てきてラジオ体操をすることを通して人との関わりも増えたものと思います。役場に関しましては、職員自らが現場に出るようにしたため、事業所さんたちとの距離が以前とは比べ物にならないくらい近くなったと思います。またそこから聞こえてくるご意見をもとに庁舎内で協議をし、対応できるものについては即対応もいたしましたので、官民一体となったまちづくりは進んだものと考えております。

次に(3)の全員協議会の在り方についてでございます。私が議員だった当時を思い出しますと、各議員がそれぞれの意見を出し、対当局というよりは全体で協議をしていた記憶がありますが、ここ最近は協議に関し、ご発言のない方も多く見受けられ、ご意見をいただけないのでこちらとしては判断しかねることもしばしばありましたので、ご意見をいただいたものでございます。

次に、大きな2点目の「マイナ保険証」についての（1）資格確認書についてでございます。現在の被保険者証やマイナ保険証と同様、医療機関を受診できるもので被保険者証と同じ大きさのカード形になります。有効期限も現在の被保険者証と同様、令和7年7月31日までとなっており、更新のたびにカードの色は変わります。ただしマイナ保険証は、限度額適用認定証が一体化されますが、資格確認書は被保険者証と同様、限度額適用認定証が一体化されないため、限度額適用認定証が必要な場合については、これまでどおり健康福祉課または支所出張所で手続をしていただく必要がございます。

次に（2）のマイナ保険証でのトラブルにつきましては、国保後期の被保険者の方で、マイナ保険証利用に関する大きなトラブルがあった旨の報告は受けておりません。次に問題点についてでございますが、マイナ保険証をお持ちの方で保険者が変更となる場合、これまでどおり加入の届出が必要となります。例えば、社会保険を脱退し、国民健康保険に加入する場合は、これまで国保の被保険者証をその場でお渡ししておりましたがマイナ保険証の場合、資格移動の情報が反映されるまでに数日かかります。その間に医療機関に受診した場合には、保険者で過誤請求の事務処理が必要となります。そのため、町ではそのような事態が発生しないよう資格情報のお知らせを発行する予定でございます。一方で、国保加入者でマイナ保険証をお持ちの方が社会保険に加入された場合には、社会保険では通常、被保険者証発行まで1か月程度、要していたものが数日で移動情報が反映されますので、これまでより利便性が向上します。次に課題ですが、短期被保険者証が法改正により廃止されました。そのため、短期被保険者証のかわりに資格確認書の有効期限を短期間にすることも検討いたしましたが、国は、現行の短期被保険者証と同じ機能を持たせることは想定していないとの見解を示していますので滞納者には他の税と同じ方法で対応していきたいと考えております。

次に（3）のマイナンバーカードの時間外交付申請についてでございます。現在、窓口税務課では月に2回、時間外交付を行っております。1回は業後の17時から19時30分。もう1回は日曜日の9時から12時まででございます。その中で予約制をとって対応しております。時間外交付につきましては、新規だけではなく再交付についてもマイナンバーカードの申請交付を行い、その他付随している保険証の紐づけや公金口座の登録更新の手続をしております。ただ、申請交付以外の付随しているものだけの時間外手続は行っておりません。その代わり付随しているものにつきましては、時間中であればいつでも予約なく手続を行っております。

次に（４）のマイナ保険証から資格確認書への移行についてでございますが、こちらについてはマイナ保険証の利用登録は解除も可能でございますので、資格確認書へ移行したい場合には解除の申請をしていただければ差し支えはございません。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） それでは再質問をさせていただきます。まず町長の政治姿勢についてですけども、私はこの８年間を振り返ってですね、町長、１期目はですね、様々な施策を、子ども支援とか、給食費の無償化とか行われて、それなりに評価をしたいと思います。そしてまた、津波防災ステーションについても一旦、見直して集中して、この本庁でやろうという計画をやめました。そういったところは評価したいと思います。しかしその後、４年間でですね、私は、特に町長これまでやってきてですね、最大の問題はですね、一つは文教施設の問題です。それである進め方についてですね、ワークショップとか、あるいは諮問答申されましたけどもね。本来、町がどうしたいかという方針を出さず丸投げしたような形ですね、特にワークショップなんかは、そもそも決めるところじゃないですからね。皆さんの意見をいろいろ議論というか、討論する場所であって。しかし参加された方については、その認識が余り十分ではなかったような、傍聴して思いました。そういった点でですね、私あの文教施設、町長が白紙撤回という表明をされた、私は最大にそこがですね、今まで町政を行ってこられた星野町長として私は欠点だと思います。そういう点ではですね、あの一つはそれです。二つ目はですね、昨日も質問があったんですけども、固有名詞出てましたのもう言いますけども堂ヶ島の温泉ホテルへの融資の件。たまたま議会でですね、私あの私的なことで欠席してですね、同数になったということを聞いておりますけどもね。もし私が参加していれば否決したんじゃないかというふうに思います。私はあの本来、民間企業に対してですね、町が融資するということはですね、大変なことなんですね。ですからそういった点ではね、大きな間違いを起こしたんじゃないかという、その２点。そして３点、まああの大きい点ではその二つがですね、やっぱり町長としての汚点ではなかったかというふうに思いますけど、どう考えますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。冒頭、任期中にやったことに対する評価、増山議員から頂きましたが１点間違ってることがございまして、給食の無償化は１期目ではなくてこの２期目にあのやりました。これは議員もご自身が質問されてるんで承知はされてるかと思いますけ

ども、一昨年、半額、今年から全額ということで認識を改めていただければというふうに思います。白紙撤回の件につきましては、議員も私が首長になって8年ずっと一緒に議論をされておりますので、状況についてはよくよくご承知かというふうに思います。1期目については、旧洋らの跡地であるとかですね。いろいろその高台。また子供達が安全なところということで目指していきましてけれども、旧洋らのところについてはボーリング調査の結果、適さないのではなかろうかというような判断をせざるを得なくなりました。その後、仁科の旧西中の跡地のところですね。こちらを使ってということで、保護者であったりとか受益者であるであろう当時の幼稚園の保護者の皆さんのご意見を受けた中で方向を示していたわけでございますけれども、盛土であったりとか急傾斜地の問題がですね、いろいろと重なりましてなかなかそれを進めていくことが難しい状況にもなったんだろうというふうに思います。ですので、私の意見がどうかというよりは、やはりその時々の方改正であったりとか状況というものを含めて進めていかなければいけないということではございますけれども。最終的には、議会側から2回の修正を受けて、先川に全部集合させなければいけないという方向になり、なかなかそれがうまく進まないであろうという判断をしましたので、白紙撤回をせざるを得なくなったのかなというふうには思います。それにつけて住民説明会などでいろいろ言われてきたのは、住民の意見をもっと聞けというようなことを言われてまいりましたので、私としては1番の受益者である、やはり学校を使う方たちの意見を最重要してまいりましたけれども、なかなかそれでは通らないのかなということがありましたのでワークショップなどを開かせていただいたということでございます。ですので、ある意味、増山議員は自分の思ったことをもっと積極的にですね、発言して前に進めばよかったのではなかろうかということなのかもしれませんけれども、それでは通らないところに行ってしまったので、うまく皆さんのご意見を賜るために、今、時間を有しているというふうにご理解を頂ければと思います。融資の件につきましては、賛否あることは私も承知はしておりますけれども、当然、あそこの三四郎島の前のところはですね、この西伊豆の観光地として1等地の場所でございますので最終的にはそれが良からぬ国ですね、資本の入ったようなところに渡るということは、これは避けなければなりません。当然、この2期目の途中でございすけれども、クリスタルパークの駐車場、あそこ2億円強かけて買いました。建物は公設民営で公が建てましたけれども、当然、あそこを運営するには毎年何千万の赤字を補填している状態で指定管理者をしております。これと堂ヶ島は、私はほぼ同じだというふうに思っておりますし、堂ヶ島のあそこのホテルが仮になくなってしまった場合には働き場所について

ですね、1箇所なくなります。当然、従業員20名以上の方が雇用されておりますので、その雇用も守らなければなりません。またですね、他の資本が入った場合、その後どのように使われるかということも心配しなければなりませんし、仮に倒産した状態で放置された場合はですね、水道は、あそこのホテルさんは町の水道をご利用頂いております。温泉については自分のところの源泉を持っておりますので温泉会計には影響はございませんけども、水道については、毎年数百万円の利用料が西伊豆町に入ってきております。今、人口も減少している中で水道料金を上げさせていただきましたが、年間のこの数百万円が仮に入ってこなかった場合、水道の事業会計はその分の収入がマイナスになります。ではそれを住民にもう一度値上げを、お願いをするのかということもまた考えなければなりませんので、存続していただくことのメリットは多分にあったのではなかろうかというふうに思っております。で、まあ融資の部分については、最終的に焦げついたらどうするんだというようなお話もあろうかというふうには思いますが、その分については弁護士の先生とご相談の上、抵当の1番を取るということの条件での融資でございますので、何かあったときには土地を西伊豆町が取得するということで、この問題は解決をするのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） あの私はですね、一つ、文教施設の件でですね、言ったのはワークショップなりですね、そして文教整備委員会にですね、諮問されて、しかし諮問する場合はですね、町の方針がはっきりしてないで、どういうふうにしますかっていう諮問っていうのはあんまりないんですよ。大体、あの町の方針を決めてですね、これでいかがでしょうかっていう諮問かけるわけです。そしてそれで答申が来るんです。それが普通のやり方だと思うんですけど。町長のやり方はですね、そうじゃなくて何でもいいですよみたいな形でやるもので、はっきりと答えが返ってないんじゃないかというふうに思ってね。私はそういう点では、町長のやり方はね、私は失敗だったんじゃないかと思うんでね、町長自身がワークショップの最後の挨拶の中でですね、傍聴してましたけどね。一言も謝るっていうかね、そういう感覚は全くなかったような気がしてね。ご苦労さまでしたということで終わっているわけですよ。しかし私のやり方、私というか、町長の私のやり方が間違っていましたと。そういうことをなぜ言えないのかというふうに強く思いました。その点、今までの行政もほとんどそうなんですけども、国の方針だからとか、あるいはこういう法律だからって進めてこられたわけですよ。やっぱりあのそれぞれの事業の検証をその時しなければ前へもっといいふうに進まないと思うんでね。これはあの町長自身が絶対間違いないんだと、私のやり方が間違

いないんだという、そういう感覚でずっといることについてね、非常に疑問を持つんです。
その点、町長いかがですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ここはですね、物事の立場の違いだと思います。確かに諮問答申の関係、特に国保の料金改定などは、もうこれありきだという諮問を出して答申を頂くわけですね。ただ、それに異を唱える方はもうその答申反対するかという話になろうかというふうに思いますけれども、その委員のメンバーでは、当然、押し切られる形になりますんで、答申はそのまま出てきます。ただ、もう少しここに柔和に意見が取り入れることがあるのであれば、ある答はもう少し何かを入れたいっていうこともあるんだらうというふうには思いますけれども、そのときにはもう少し門戸を開けと、多分、増山さんはおっしゃる側ですね。ただ開いてる状態で自分が意見が違うとなぜ一つの問題で諮問をして、これでよしという答申を出さないんだということになるわけですから。これは問題がですね、物によって違いますのでそこは柔軟にお考えを頂ければと思います。諮問と答申の関係は、諮問したものが一つでなければいけないというものは決まっておきませんので、そうしなければいけないというものではないんだらうというふうには思います。ワークショップで謝らなかったというお話なんです、あくまでもワークショップは皆さんのご意見を頂きたいので、ここでいろいろご議論を頂ければということで当然、結論は出す場所ではございません。ただ、ある程度の絞られた案が出てくるのかなというふうに私は思っておりましたけれども、結局、六つが出てきたということで、これだという1案には絞り切れていないんだらうというふうには思いましたので、そのワークショップから出てきた6案について文教施設整備委員会にかけて、どれが1番最適であるかということについてご議論を頂いたものを答申として頂いたものでございます。ただ、あのその委員会におきまして1案で決定的に絞れたということではなくて、安良里案が第1番目、第2番目として田子小の跡地と仁科ということで3案出てきたわけですが、第1案としては安良里の中田避難地付近ということでございましたので、私たちはその答申を受けて粛々とやらせていただいているということでございます。ただ結局、いろんな方の意見を聞けばいろんな意見が出てくるということは私も承知をしておりますので、1期目については増山議員がご承知のとおり、仁科の旧西中の跡地を活用してですね、小・中・幼を全て一体となったものを建てたいという方針は立てましたが、それがうまくいかなかったのが違うものを検討していたということでございます。

○議長（堤 豊君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） あの私がね、謝らなかったっていうのは町長自身がですね、要するにワークショップのやり方がやっぱり認識が違ってるんですよ。町のワークショップのやり方とですね。委員のワークショップに選出っていうか、自分たちが自ら選ばれて出てきてこられた方のね、傍聴してましてね、まるっきり違うというような感覚を持ちました。ですから、こういう問題をですね、ワークショップでやること自体が私は間違っていたんではないかというふうに思うんです。ですから、そういう点なんかも含めてですね、町長、一旦ここは、一旦というかそのときはですね、こういうやり方がまずかったというふうに謝ったほうがよかったんじゃないかというふうに思っています。それとあのもう一つっていうか、あのホテルの融資の件なんですけども。特にですね、焦げついた場合、建物の扱いはどうするのか。将来的にはですね、あそこトンボロ現象で国立公園ですから公園地帯にしたいというふうに町長も言われました。それにはですね、相当の費用がかかろうかと思うんです。特に聞きたいのは、建物自体をですね、どういうふうな、あのなくするわけでしょ。そのまま置いとくわけいかなですね、もし万が一倒産した場合、そういったことの協定というのは結んでいるのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。ワークショップの件ですけれども、その進め方が云々ということを増山議員おっしゃいますけれども、ワークショップが開催された当初ですね、教育委員会の事務局なり、その当時、座長になるのか、やっていただいた先生のほうからワークショップというものはこういうものですよという説明はさせていただいております。そのとおりになったのか、ならないのか分かりませんが、ワークショップというものはこういうものだというのは言っておりますので、そこの件についてそうならなかったからすいませんっていうのは、逆に私の言うことではなくて、なぜルールどおりやっていただけなかったのかなというふうに思わざるを得ないというのが私の立場でございます。で、もう1点の堂ヶ島のものについては、弁護士の先生からは当然、耐震性が危ぶまれる建物の可能性がございますので、そのまま町が所有して使うということは危険を伴う可能性があるんで、仮にそういう状況に陥った場合は取り壊して公園にするのが1番リスクはないだろうということはおっしゃっております。ただそうは言っても、増山議員がおっしゃるように取り壊す費用というのは当然、かかるというふうに思っておりますので、逆に第三者でしっかりと運営していただける方が、仮にですね、倒産した後にはあらわれるのであれば、その方に運営していただくということも一つの手なんだろうというふうには思います。

○議長（堤 豊君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） あのそういう点、私はですね、ワークショップの在り方そのものは最初にですね、説明された、それは知っております。しかし進めていく中でなかなかそういうふうには感じられなかったです、傍聴してですね。そういう点で、私は先ほどからも言いましたように町の方針というのをね、きちっと決めて、これでどうでしょうかと。特にあの諮問の場合ですね。さあ、どうしましょうかだね、普通諮問しないと思うんですよ。国保の場合、先ほど言いました国保の場合は、こういうふうに決めただけでもどうでしょうかっていう諮問を受けるわけですけどね。特に文教施設等をですね、こども園をどうするか、あるいは小中学校どうするかっていう具体的な問題が議論、議論というか話し合いをされている中でですね、町の方針というのは明確に見えなかった。それを私は失敗ではなかったかと言ってるんです。ですから、そういう点ではですね、今、全くご破算になって次の段階になっているんですけども、そういう点。それと町長自身がですね、やっぱり行政を進める中でですね、間違ってた場合はですね、素直にすみませんでしたっていうことを一言言えばね、割と、割とっていかスムーズにいったんではないかという感想です、それは。ですからそれあの特に星野町長はそういう点が余り見受けられない。もう全部、あの私の方が正しい、あるいは議会が、多数が賛成したから行くんだと。その一本やりでですね、今度は議会の方にふってくるわけですね。議会も賛成されたじゃないですかということを必ず、星野町長は言うんですけどもね。で、問題あれですけども、全員協議会に移りますけども、確かに今の、昔の全協というのはいろんな議員がいて、いろんな議論で、そしてその感覚ってというか、町長がこの議案はまずいかとかね、そういう判断をされたんですけど。最近では本当に町長が言われるようにあんまり発言がないんでどうなのかなという心配も分かるんですけどもね。議員のほうも、私たちのほうもいろんな発言をしてですね、こういう方向がいいとかいうほうに積極的にやっぱ発言してもらいたいなと。これは議員のほうに言うんですけども、町長じゃなくて。しかし特に最近のは、すぐ議員のほうから賛否取れとかね、そういう意見が出るものであれと思うんですけども。町長ひょっとしてですね、10人居ますけども6人、町長案に賛成すれば何でも通ると、その通りなんですけども、どうもその感覚のほうが強過ぎるんじゃないかというふうに思うんですけど、その点はいかがですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） なかなか手厳しい質問ではございますが、私が思った通りやってるのであれば当然、今頃学校はできております。できていないということは、いろんな方の意見

を聞かなければいけないと思っておりますので、そこは柔軟に対応して1人でも多くの方がご賛同頂ける方向に私は舵を切りつつ動かしていきたくというふうに思っております。ですから増山議員の質問には当たらないのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） その点についてはですね、それ見解の違いもあると思うんでこれ質問しませんけどもね、最後にですね、町長、昨日の堤和夫議員の質疑を聞いてましてね、もう町長はこの時期に来てですね、例えばバイオマス発電をやる、そして社長になれるわけですね。一応、名目上かもしれないけど。あるいは文教施設の問題もあります。様々な問題を抱えている中でですね、決して町長は次の町長選に出ないということはないと思うんですけどもね、その辺はいかがですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですのでその問題については、昨日、堤和夫さんにお答えをさせていただいたように、国内外で様々な状況が動いておりますし、国内に目を向ければ石破総裁が誕生し、まだ補正も組まれていないと。いつその補正予算が来るのか分からない状況ですね、自分の次期のことを考えるよりは、この西伊豆町のために国から来た情報をいかに有効に使って行政運営をするかということに注力をしたいので、次期のことに関しては今考えていないというお答えをさせていただいたかというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） あの今日の伊豆新聞なんかではですね、近隣の南伊豆町の岡部町長、一般質問に答えてですね、定例議会に出馬表明をされました。あるいは伊豆の国市や伊豆市でもそういうことで次々と同じ次期の選挙にも、西伊豆は4月11日、4月20日の投票にもう決まりましたね。で、年をあけるともうすぐそれぞれの選挙態勢に入っていくんだと思うんでね、私はもし、もしじゃなくて出るつもりでいらっしゃるんならばですね、早めに出馬表明をされたほうがいいというふうに思うんでね。昨日の答弁聞いてるとね、もう次もやるんだというふうに受け取りましたけども、それを受け取っちゃ駄目なんですか。その辺、あのだから町長から言えないんならそういうふうに受け取ってもよろしいですねというふうに聞きます。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） まああの誘導尋問的なものでございますけれども、あくまでも任期中に関しては、その次期云々関係なく今やらなければいけないことはしっかりやらなければい

けません。当然、地域商社、立場上社長という形になりますけれども、では次期出ないんであればそういった次の未来に対するですね、投資を一切しなくていいのかということとそういうことではないんだろうというふうに思っておりますので、今すべきことに注力をする、選挙のための政治はしないということでございます。

○議長（堤 豊君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） 私の質問に否定もされないんでね、勝手に私はもう次期に、町長選に出馬されるというふうに理解をいたします。次にマイナ保険証についてお伺いしますけども、一つはですね、資格証明書というのはどういうものなのか。そしてまたその任期ですね。それぞれの町村で決めることができるというふうに謳われてるんですけども、西伊豆町では特に国民健康保険の関係しか分からないと思うんでね、その点、どのような形態で発行されていくのかということをお伺いします。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 国民健康保険の資格確認証の有効期限ということなんですが、有効期限は令和7年7月31日までとなっているものを発行するようになっております。

○議長（堤 豊君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） そもそもですね、マイナカードは、西伊豆は98.何%。昨日の行政報告でありましたように県下でナンバーワンという発行があるんですけども、ナンバーカードと保険証と紐付けているのは何人、現在、西伊豆ではいるのかということをお伺いします。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 令和6年5月現在になりますが、国保の被保険者数で、国保の登録者数になりますが1,491人、国保の被保険者数が1,880人ですので79.3%、約8割の方が紐づけているという状況になっております。

○議長（堤 豊君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） それであのこれ3番目だったけかな。2番目ですね、マイナ保険証でのトラブルがあったのかって、ないというふうに答弁ありましたけどもね。これ実際、あの保険者のほうがトラブってるんじゃなくて医療機関でトラブってるんですよ。あの西伊豆ではないですよ。しかしほかの医療機関へ持って行った場合にこれはもう期限が切れてますとか、いろいろ言われてですね、何が何だかよく分からないままっていう事例が、これ全国各地でかなり報告されているっていうんですね。それと保険証と紐付けることができますね、個人情報漏えいとかいろいろ問題があつてですね、躊躇する方もいるわけですよ。そういう

点ですね、西伊豆のマイナ保険証を持っておられる方がですね、トラブルはないというふうに伺っているんですけども、私はそもそも、これは町長に言ってもしょうがないんですよ、国の方針ですね、12月2日から今までの保険証をやめてマイナ保険証に変えるということを国会で決められちゃったんですけど。しかしそれに対してですね、今回の総選挙ではですね、野党のほとんど、国民民主党以外はですね、マイナ保険証じゃなくて従来の保険証を続けなさいということで選挙を戦ったわけです。そして多数を、国会では今あります。そしてまたあのこの点についてはですね、ずっといろんな団体からもマイナ保険証じゃなくて既存の保険証を存続させてほしいという署名もかなり上回って国会に提出されてます。ですからあのこれからの国会運営の中でどういうふうになるか。ぜひマイナ保険証に限らず、今までの保険証が使えるような形でやってほしいというふうになくなっていく可能性があります。それであの、それであえて聞くんですけども、月2回、マイナナンバーカード交付申請というのを、月2回やられてるんですけどこれはなぜそういうふうな形でやっているのかという点で、その皆さんの、職員ですね、人件費なりそういう諸経費はどこから出てるのか。その二つをお伺いします。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。あの交付申請の件については、後ほど担当課長のほうからの答弁をさせていただきます。1点目のほうでございんですけども、他の医療機関でそういったトラブルがあったということについてはもう少ししっかりですね、国のほうで医療機関または薬局などですね、対応ができるような取り組みをお願いできればというふうには思っております。ただ、議員がマイナナンバーカードだと個人情報の漏えいが心配だというふうにおっしゃったんですが、個人情報の漏えいという点だけで考えるとですね、通常の国民健康保険のほうで情報の漏えいはします。と、1番危ないのがマイナナンバーカードには顔写真がついておりますので、違う方はご利用することは基本的にはできません。ただ、国民健康保険、これ社保もそうですけども、その証書というか保険証にはですね、顔写真はついていないんです。なので仮に、隣にいる高木副町長に私の健康保険証を渡して代わりに行っても使える可能性はゼロではありません。ただマイナナンバーカードの場合は、顔写真がついておりますのでご本人ではないですねという確認ができますので、そういった悪い利用がマイナナンバーカードではされませんが、国民健康保険証ではそういった悪さができる可能性が払拭することはできないということもまたあるということをご認識頂きたいと思います。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 12 分

再開 午前 10 時 19 分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい。先ほど増山議員から二つほど質問がありました。時間外の関係ですけれども、まずどうして月 2 回やっているかというご質問だったと思いますけれども、一応、これについては需要があることと、あとは町民サービスということで月 2 回やらせていただいております。もう 1 点の時間外の財源ですけれども、それについてはマイナンバーカードの事務費補助金がありましてその中から人件費については出ます。以上です。

○議長（堤 豊君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） それでですね、マイナンバーカード交付時間外開庁のお知らせってことで全戸に回覧が毎月回ってくるんですけどもね。この中で特に分からないことがあるんで伺いますけども、どれだっけな。申請に必要なものってことで、ずらずらっと書いてあるんですけどもね。この特にね、基本、住民基本台帳カードっていうのは、これはお持ちの方っていうのは西伊豆でいらっしゃるんですか。そもそもね、なぜこれ言うかということ、以前、マイナンバーカードのやる前にですね、住基ネットっていうのを盛んに宣伝、政府がやってたんですけどね。それいつからなくなっちゃったんですか。あれだけの費用をかけながら。その点、当局はどういうふうに考えてます。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい。増山さん、増山議員がおっしゃられてたように、もともとはその住基カードというのがありまして、それについてはお持ちの方はいらっしゃいました、町内で。で、その時代にそのカードを作った方がいらっしゃる方はいらっしゃったので、このマイナンバーカードに変わった時点で住基カードはマイナンバー申請をしてマイナンバー交付をしたときに頂くという形で住基カードは頂いております。なので、この住基カードとそのマイナンバーカードが入れ替わるような形になりました。

○議長（堤 豊君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） この住基ネットっていうのはですね、当時、今、私たち一人一人に番号がついてるんですよ。総背番号制度とって非常に問題がある制度じゃないかというのは国会でも問題になりました。それでいつの間にか無くなって、次はマイナカードというふうに盛んに宣伝されているわけですけどもね。あのそれでお聞きするんですけども、特に国民健康保険ですけども、保険料が払えなくてですね、短期、あれは資格証明書っていうんですか。その件については、今度のマイナ保険証の関連でどういうふうになるんですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 先ほど町長も答弁したかと思うんですが、資格確認書の有効期限を切るということは国のほうではやってはいけないというふうに来てございますので、ほかの税と同じような形で対応させていただきます。

○議長（堤 豊君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） ほかの税っていうのはどういうことですか、もう一度お伺いします。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） ほかの一般の税と同じ対応ですね。督促状を送ったりであるとか電話で督促したりという形をとらせていただきたいなと思っております。

○議長（堤 豊君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） 今度のね、マイナンバーカードと保険証を紐付けるということ自体がですね、私は日本のすぐれた国民皆保険という、そういう制度そのものをね、壊すんじゃないかという心配が各地から意見が上がってます。というのはあの資格証明書、いろんな同じような名前のがいっぱいあるんでね、ちょっと勘違いするんだけど。資格証明書を西伊豆で発行せざるを得ないような方っていうのは何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 具体的な数字は、今、お答えすることはちょっとできないんですが、マイナ保険証ではなく資格確認書で対応しなさいよと国のほうが申し上げているのは、要支援者と言って、一律で言っているんですが、具体的な中身につきましては各自治体で判断しなさいというようなお話になってございます。国が想定しているのは、要介護認定を受けている方などですとか、障害者手帳をお持ちの方、そういった方が要支援者というふうに言っております。ただですね、うちの町が独自で決めるというよりはですね、周辺の市町とも足並みをそろえた形で対応していきたいなと思っております。

○議長（堤 豊君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） あの重ねて言いますけどね、そもそもこのマイナ保険証っていうのを紐付けること自体が、あの先ほども言いましたように国民皆保険の一角を崩すんじゃないかという、非常にそういう心配があつてですね。今までの保険証を存続させてほしいという署名を全国から集めて、今、国会のほうにも、幾つだっけな。この報道によりますとですね、これ177万人の署名が国会に提出されたという記事がございます。それとあわせてですね、これからの国会審議の中で先ほど言いましたようにマイナ保険証の紐付けっていうのをですね、やめるように、それで今までの保険証で十分、賄えたというのにもかかわらずね、なぜそれを急ぐのかと、政府は。で、特に言いたいのは石破首相もですね、一時はそういうことがあるんなら併用してやろうというふうに表明されてましたけども、首相になった途端にデジタル庁の方針、国の方針をそのままやるんだということを今言ってます。しかし国会が本当にいろんな意味で変わっておりますのでね。これからいろんな委員会でそういったことが議論になっていくだろうと思うし、また私たちもずっとこの保険証残せという運動にも関わっておりますのでね。マイナ保険証じゃなくてですね、今までの保険証を存続させろという運動を今後も進めていかなければならないと思うし、国民皆保険という制度をそのまま残せるような形での運動というか、ことをやっていかなければならないと思います。これは特に町長に言うんじゃないくて国のほうに言わなきゃならないと思うんでね。国のほうではもう既にそういった法案は出てます。そしてまた各党、それで今回、当選された議員の55.6%ですか。そういうことだというふうに、これNHKの調査ですけども出てます。そういうことを考えるとですね、今、進めているマイナ保険証の問題というのはね、まだまだ解決しない問題があると思います。特に言いたいのは、私はデジタル化に反対してるわけじゃないんです。デジタル化するのは、それはいいんですけども。何で保険証にくっつけなきゃいかんのかっていうことが問題なんです。ほかの方法あるんじゃないかと。それでまたこれからは来年からは免許証も紐付けたいというふうに言っておりますけどね。これはそうなると、ますますいろんな複雑な問題が出てきちゃうんです。どうも国のデジタル庁のやり方っていうのはね、性急過ぎるというふうに言わざるを得ません。で、またそういった点、住民の健康を守るという意味からも町長、ぜひ政府のほうにそういう意見を上げて要望として出していただきたいと思うんです。それはいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 国会で議論されるようなものをですね、この町議会の中に持ち出したいだけでも私のほうでいかんせん何もできる権限がございませんので、何ともしがたいと

ころがございますけれども。ただ、先ほど私申し上げさせていただきましたように、現在の国民健康保険証、今もうなくなってですね、被保険者証が発行されるということなんですけれども、いずれにしても顔写真がない状態ですよ。それは増山議員も認識されてると思います。ですので、その健康保険証を持って、第三者の方が医療機関に行っても受けられてしまうのは事実だと思うんですよ。ですから、増山議員がおっしゃることも一理あるとは思いますが、であるならば、そういった第三者が使うということが確実に是正されるという対案をお持ちにならないと国保に戻せ、国保に戻せ、昔の紙のほうがいいだろうということだけをですね、声高に言ったところで解決はしないんだろうというふうには思いますから。しっかりとした対案をお持ちになって、国民健康保険証に戻されたほうがいいんじゃないかという論戦を張られたほうがよろしいのかなというのが私の感想です。

○議長（堤 豊君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） それでですね、もう話変わりますけどマイナ保険証というのはもう有効期限があってですね、そのたびに本人が役場へ行っていてですね、申請しなければならないということがあるんですね。確か5年間ですか。ちょうど西伊豆の場合はですね、マイナカードが、普及が早くってというか5年ぐらい前から普及しているんですね。そういう該当者もそれぞれ毎月出ていらっしゃると思うんでね。そういった点、今までの保険証だったら自動的に町の健康保険のところから送られてきたわけですけども。これからは自分が自ら行ってやらなきゃならないという問題。この問題はですね、一つは高齢になる、あるいは障害をお持ちの方、あるいは痴呆になったりする場合にですね、本当にいけるのかっていう、そういう点でもですね、ぜひ改善してもらいたいです。これは本当に町に言ってもしょうがないと思うんですけどね。国のほうにそういったことも議論しながらやっていかなければならないということを強く感じました。先ほどもちょっと触れましたけども資格証明書ですね、要するに保険料が払えないという方、今までは1か月とか3か月の保険証を発行してましたよね。そういった場合は、督促状を送って今までどおり、ほかの税金と同じようにやるっていうんですけど、余りにもそれではですね、あのそれとかある一部ではですね、10割払っても後から持ってくれば補填しますよという、今そういう制度になりつつあるんですけどね。そもそも10割払えない、保険証が払えないということはですね、10割でも払えないんですよ。ですからそういった点での最終セーフネットっていうかそういう制度があったにもかかわらず、今度のマイナ保険証ではそういうこともなくなるんじゃないかという、非常に心配があるわけですね。そういう点では、重ねて言いますが、これもちろん、国の国会のほうで決め

ることですからこれからの国会でいろんな議論はされていくであろうと思います。私は特に、西伊豆の町民の高齢化になっている私たちの町ではですね、そういったこともやっぱりあるんだよということをですね、発信してもらいたいというふうに思います。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（堤 豊君） 10番、増山勇君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時39分

◇ 6番 高橋敬治君

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問、一般質問を続けます。

通告6番、高橋敬治君。

6番、高橋敬治君。

〔6番 高橋敬治君登壇〕

○6番（高橋敬治君） それでは、議長のお許しを得ましたので壇上からまず一般質問をしたいと思います。私は今回、2件の一般質問をいたします。

まず、最初に町の懸案についてでございます。昨年、一昨年と12月定例会においては、今回同様、町の懸案について一般質問を行いました。その後、しっかりと検討・審議がなされ、既に実施された案件、予算化されて現在進行中の案件も多数ありますが、一方では一向に進捗が見られない案件も幾つか存在しています。既に令和7年度予算に向けての検討・調整が始まっている時期と思われますので、幾つかの懸案の中から予算化に向けた要望なども含み入れて質問をしたいと思います。（1）大城太陽光発電施設について。質問するにあたり、改めて現地視察をしましたが、事態は改善どころか施設周辺の環境はどんどん悪化していると感じました。町に帰属される予定の林道は排水路がほとんど機能しておらず、道路が排水路化して荒れ放題で一般車両の通行は厳しく、改善の手が入ったとは思われません。①事業者に対する改善指導はどこが担当しているのか。②町は今後どのような対応をしていくのか。

(2) 賀茂清掃センターについて。賀茂清掃センターは平成19年5月1日に廃止され、以来17年余りが経過しております。私は平成26年、28年、令和2年の一般質問でこの施設の解体を急ぐべきだと提言してきました。その甲斐あってか、令和4年度にダイオキシン類調査及び施設の解体設計委託費が計上され、解体に向けて前進いたしました。しかしながら、施設の一部にダイオキシン類とアスベストが検出されたことで当初予定よりも大幅な解体費用の増加が見込まれ、計画は頓挫しております。令和4年12月の一般質問において、跡地に一般廃棄物に係る施設を設置するならば国の助成（循環型社会形成推進交付金）を受けることができる可能性があるとの答弁がありました。①洋らん跡地で実施中の「マキ作り」などは該当するのか。②現在進められている「生ごみの堆肥化事業」は該当するのか。③それを含めて、解体時期はいつ頃を想定しているのか。

(3) 小学校の今後について。9月定例会で、「仁科小学校裏山の擁壁については、さらに頑固にする工事計画が出てきている。町のほうもぜひお願いしたいと県に要望を上げている」と答弁がありましたが、その後進展があったのか。

(4) 中学校の今後について。松崎高校の来年度の募集定員が40名と新聞報道され、ある程度、予想はされていたことですが大変ショックを受けました。一方で、松崎中学校と西伊豆中学校を統合し、松崎高校との施設共有型中高一貫教育が現実味を帯びてきたなども感じました。部活の合同実施、地域移行を含めて町はどのように進めるのか。

(5) 防災機器等設置推進事業について。今年度に予算化された防災機器等の設置に対する補助事業ですが、残念ながら現時点での申請件数が大変少ないと聞いています。①その要因をどのように捉えているのか。②今後の事業の進め方は。

大きな件、2件目です。森のエネルギーについて。町長は、町有林の整備については「就任以来、今まで行われてこなかった山の管理に関してはかなり前のめりに施策を講じてきた」とし、今後は「木材の地産地消の拠点整備にも力を入れ、循環型社会の構築にも寄与したいと考えている」と述べています。林業活性化のために、令和3年から4年度に林業6次産業化推進事業業務委託で西伊豆町を中心とする地域の現状調査を行い、森林をめぐる課題の把握を行っています。その課題を解決するため、まずは低質材・規格外の材・雑木を地元で消費するために木質バイオマス発電施設の建設を目指すとして今年8月に「株式会社西伊豆・森のエネルギー」が設立されました。以上を踏まえて質問いたします。(1) 進捗状況について。①設備設計の概要について。②周辺住民への説明会について。

(2) 今後の課題について。林業経営体と供給量などの調整、合意はできているのか。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（堤 豊君） 町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） それでは、高橋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の町の懸案についての（1）大城太陽光発電施設についての①事業者に対する改善指導はどこが担当しているのかとのご質問でございますが、改善指導は町が主体となっておりますが、現在、パネルの設置面積が1ヘクタールを超えていることから静岡県が事業者に対し、12月末までにパネルを撤去し、施工面積を1ヘクタール以下にするよう指示するとともに、工事を完了しない場合には経済産業省へのF I T取消しを求めることを伝えております。また町が令和5年5月に国に対し、違反案件の報告を行っていることから国も事業者に対して状況確認を行い、町の改善指導に従うよう口頭指示を行っております。次に②の町は今後どのような対応をしていくのかとのご質問ですが、提出された変更契約に基づき着実に是正工事が実施されるよう指導してまいります。これまでの事業所の対応は指示に従わないケースが多く、その場合は改めて条例に基づく勧告及び経済産業省への状況報告を行ってまいります。町が条例に基づき実施できるものはこのような内容に限られますが、計画どおりに進まない場合には、県が示したようにF I Tの取消しについても国に求めていると考えております。

次に（2）の賀茂清掃センターについての①旧洋らん跡地で実施中の「マキ作り」などは該当するのかとありますが、旧洋らん跡地で実施しております「マキ作り」は、一般廃棄物として環境課で受入れているものではなく、建設課や産業振興課の事業により出た木をマキにして配布をしておりますので、現在の方法では一般廃棄物処理施設とならないので交付金は受けられません。マキ加工品として解釈することは難しく、受け取った住民も燃やしてしまうため、ごみを分別して渡している理屈になることから伐採木等を一般廃棄物で受け取った場合、マキにして住民に配ることができなくなります。次に②の現在進められている「生ごみ堆肥化事業」は該当するのかとのご質問です。堆肥化事業で交付金が該当する施設は、有機性廃棄物リサイクル推進施設になりますが、環境省に確認したところ交付対象事業費の合計額が1,000万円以上の施設をつくる場合、該当する可能性はあるとのご質問でしたが、今現在、跡地利用が決まっていないため解体時期については想定をしておりません。

次に（３）の小学校の今後について、仁科小学校裏山の擁壁についてその後進展があったのかとのご質問ですが、町から県に要望を上げた時点では仁科小学校裏山のみで急傾斜事業の採択が可能とのことでございましたが、その後、民家を入れた範囲にしないと採択はできないとの回答になり要件が変わってきております。急傾斜事業につきましては、受益者負担が生じますので細かな条件を確認しているところでございます。

（４）の中学校の今後についてでございますが、現在、西伊豆・松崎両町の教育委員会で中学校の統合と部活動の合同実施について協議検討を進めているところでございますが、現段階で確定事項もなく、お示しできる段階には至っておりません。公の場でお示しできる段階になりましたら両町の議員の皆様には報告をさせていただければと考えております。

次に（５）の防災機器等設置推進事業についてと①その要因をどのように捉えているのかと②の今後の事業の進め方につきましての関連がございますので、一括で答弁をさせていただきます。この補助事業につきましては、今年度８月１日から開始し、現時点での申請件数は２件となっており、議員のご指摘のとおり少ない状況にあります。広報活動といたしましては、広報にしいず８月号への掲載や自主防災会議、各地区で行った出前講座、老人クラブ連合会役員会などで区長様をはじめ、町民の皆様に制度の周知を図ってきたところでございます。この補助制度に対して、町民の皆様からは現状制度では家具の固定・感震ブレーカー・火災報知機の３種の機種を全て設置する必要があるため「個々に補助をしたほうが利用しやすい」や「申請書の記入の仕方が分かりづらい」などのご意見を伺いました。このようなご意見が、申請が増えない要因の一因ではないかと捉えております。今後の事業の進め方といたしましては、これからも町民の皆様の声聞きながら補助内容や申請書類などの見直しを行うとともに引き続き、民生委員会、町内の電気工事事業者、建築業者の皆様を訪問し、制度の広報活動を推進し、利用者を増やしていきたいと考えております。

次に大きな２点目の森のエネルギーについての（１）進捗状況についての①施設設計の概要についてと②の周辺住民への説明についてをあわせて答弁をさせていただきます。①の設備につきましては、設置は宇久須と仁科の２箇所を予定しており、宇久須には発電機２台とチップ製造機１台、チップ乾燥機１台を導入予定でおり、発電機の格納場所はＡＧＭ様の既存建屋を利用させていただく予定でございます。仁科につきましては、発電機１台とそれを格納する建屋の建築、既存の町の温泉タンクの加温に関する設備の導入を予定しております。なお、発電機の発電能力は１台につき４０キロワットでございますので、宇久須につきましては８０キロワット、仁科には４０キロワットの発電を想定しております。チップ製造機は、機械

で木材をたたき壊す破砕式ではなく、木材を刃物で細かくする切削式で検討しております。チップ乾燥機は、木質チップに温風を当てて人工的に乾燥させるものですが、その熱源には発電機でチップからガス化にする際やエンジンで発電する際に生じる熱を回収して使用します。②につきましては、11月15日に事業概要のチラシを宇久須柴地区に各戸配布させていただきました。また12月10日には柴地区で説明会を開催する予定であります。ただし、現在は施設の詳細設計中で内容としては不十分であるため詳細設計が出来上がった段階で改めて開催したいと考えております。

次に（２）の今後の課題についての①林業経営体と供給量などを調整、合意はできているのかとご質問ですが、9月に開催されました南伊豆地域森林資源活用協議会におきまして、賀茂管内の林業事業体には、西伊豆町での地域商社の設立とバイオマス活用事業の概要を説明しております。また賀茂農林事務所へも定期的に相談をしており、地域の木材生産量に対しても無理のない供給量だというご意見を頂いております。一方、個別の林業事業体からの供給量につきましては、現時点ではまだ合意できておりません。詳細設計において必要な燃料原木量を明らかにし、まずは西伊豆町、近隣の事業体から調整に入りたいと考えております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それでは、一つ一つ再質問に入りたいと思います。まず太陽光発電施設ですね。この経過を辿れば、町長もちよっと触れましたけども、令和4年8月25日、完了届が出ていない状態でもう既に売電工事を行っているということで1回目の勧告をしていると。もうこれは完全な違反行為。それから2回目の勧告はですね、土地利用委員会、これに提出した条件措置表ですね。この措置が行われていないということで、これ2回目の勧告を町はしてます。そして先ほど町長述べたようにですね、西伊豆町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例、これ条例17号ですかね。これの中でこういう事業者を既に公表してる。こういう実態がありますよっていうのを公表してるにも関わらず、未だ改善がなされてないっていうのを問題にしてるわけです。そして先ほどの答弁でね、ありましたけれども、指導は町がしている、町が主体でしている。しかし県は1ヘクタールを超えている、つまり林地開発許可ですね。これ違反であると、これあの前回聞きました。ですからその後、県はこれに対してどういう指導をしてるんですか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） はい。県のほうがですね、先ほど町長も答弁しましたけれども、1ヘクタール以下にするようにということでその事業をですね、12月末までにするようにしたのが最近の状況でございます。それと併せまして、町の土地利用対策委員会で様々な指示をしたわけですが、それをですね、確実に執行するようというような指導もしております。で、それができなければ経済産業省に対するF I Tの取消しを求めるということを事業所のほうに指示をしているところでございます。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 県の対応って非常におかしくないですか。ね、自分らは1ヘクタール超えてるんで違法だよと。そしてこの期に及んで1ヘクタール以下にしろと。つまり、県の指導でなくて町の管理下に置きたい、土地利用の事業として町が管理するんだよっていうふうにもう逃げの体制に入ってるんですね。これって物すごくやっぱりちょっとおかしい現象だと思うんですね。それは置いといてですね、少なくとも今、12月末までにやらなければ県がそれなりの対応をするでしょう。そして町もですね、今言ったようにですね、さっきの答弁ありましたように、もう経産省へは既に令和5年5月2日、これ完了届がない、条件措置表の提出後も改善見込みなしということで、これあの経産省に報告をしているわけですよ。これが本当に動き出さなければ、我々はいろんな組織、例えば、代議士なり何なりにですね、きちっと調査をしてもらってこれの対応をしていきたいと思っておりますけども。結論から言いますと、今の話ですと来年3月ですか、ここまでに業者が何をするか、もう待ちの状況ということでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） はい。今、お話が出たように来年のですね、3月末までに先ほど議員がご指摘を頂いた道路の舗装であったりとか、あと側溝である、側溝とかU字溝の改修、これが完了しなければ、完了するということで報告を受けておりますので、町といたしましてはその計画をですね、確実に執行できたかその辺をしっかりと見ていきたいと考えております。それが出来なければですね、町でできるものとしては条例に基づく経済産業省への報告のみとなってしまいますが、県のほうでF I Tの停止をですね、求めるということであれば、その辺も町としてどこまでできるか分かりませんが、指導していきたいと、協議をしていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 太陽光発電施設っていうのは毎回言いますけども、これからの時代に本当に必要な施設なんですよね。ですけれども、こういうやっぱり不徳の業者がいるっていうのもまた事実です。しっかりと来年3月までということですので、これ我々は見守りたいし、それで出来なければ先ほど言ったもうF I Tを解除するという強硬手段もやむなしかなと思います。来年3月まで待ちたいと思います。次行きます。次は賀茂清掃センターについてでございます。今日、傍聴者、近年にないぐらいたくさん見えてますけども、賀茂清掃センターはですね、昭和49年8月1日、旧賀茂村ですね。ここが使用開始をしています。もう既に50年ということですね。そしてその間、平成12年から14年、これ大規模改修3億7,800万。当時の金でそれだけ使ってダイオキシン類の発生、これを規格内に収めるという工事を行っています。ところがその僅か5年後ですね。平成19年5月1日使用廃止をしております。たった5年間、つまりその頃はですね、私に言わせれば、西伊豆町・松崎町を含めて、合併、平成の大合併ですね。この議論がなされている時代だと思うんですよ。そのときになぜ賀茂村としてダイオキシン発生を抑えるための3億7,800万を使ってやるよりも、例えば、西伊豆町の施設を借りて実施するというような発想になんなかったのか。もうこの議論は今さら遅いんでやめますけども、やめます。そしてじゃあこれをいつ壊すのか。これは先ほど言いましたようにダイオキシンに汚染されてます。そして建物の一部ですね、道路登って行って左側の建物ですか。ここではアスベストが使われているということなんですよね。で、先ほどの1案「マキ作り」これはもう該当しない。前回の答弁ですと該当する可能性もあるなという、ちょっと何ていうんですかね。期待を持たせましたけども、残念ながらこれは駄目だと。そして今、2番目ですね、ごみの堆肥化の事業。これは一生懸命、地域の方が進めていますけども。先ほどの課長の答弁によれば1,000万以上の事業でなければ該当しないだろうということですけども。この今、堆肥化事業の現状というのはどうなってるんですか。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（土屋智英君） はい。今この堆肥化事業の現状でございますが、堆肥化事業施設の候補地等決まっておりますので、現状としては進んでいないというのが現状でございます。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） そうしますと、これ何年先になるか分からないし、例えば、普通一般常識で考えてですね、この賀茂清掃センターの解体に3億5,000万以上かかる。これは2年前

ぐらいの見積りですよ。これに対して1,000万とか2,000万という規模のね、代替事業をするからといって1億円余りの交付金が出るというふうにお考えですか。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（土屋智英君） こちらの交付金というのが取り壊しというもの、そこの建物にこういう施設をどうしても造りたいということがあった場合、その施設がどうしても邪魔になるという場合には国のほうで焼却施設について最低限の必要性のものについては交付金に該当するということとなっております。ですので、最終的にそちらのほうの全ての話、状況をこういう形でこういうふうにつくっていきます。こういうものをつくりますというものを協議しながらにはなりますけれども、該当する可能性はあるのではないかと考えております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 漏れ伺いますとね、この「生ごみの堆肥化事業」これの候補地といいますかね、これを賀茂清掃センターの跡地という希望っていうんですかね、目標にしてるっていうような話も聞きます。ただこれはね、あまり深く突っ込みたくないんですけども、なぜ私が賀茂清掃センターの解体を急げというふうに言ってるかって言いますとね。例えば、あそこの場所、もう深田川に隣接してます。川下には海水浴場がありキャンプ場があるわけですよ。こういうところに廃棄物施設をつくること自体がもうこれはナンセンスと私は考えてます。ですから、それともう一つは、この「生ごみ堆肥化事業」ですか。これがあそこでなければいけない理由っていうのはほとんど、私は考えにくいんですね。今言った理由からして。そうすると、やっぱりこの解体っていうのがですね、もっと違った方法で進めるしかないと思うんですよ。その考え方としてね、私はもう補助金、恐らく期待できないだろうというふうに思ってます。無しでもこれは解体をせざるを得ない状況まで今きてるんじゃないかと。もうこれは期限を切って解体すべきだと。先ほど町長の増山さんへの答弁でありました。未来の人にね、という言葉がありましたけども、私は未来の人にね、この負の遺産、この負のリスク、これをね、残すべきではないというふうに思うんですよ。この施設を使ってきた我々世代、もう先が見えています。これからこの施設を1度も使ったことない、こういう世代に解体費用をこのままずるずるね、負担として残すんですか、その辺の考え方について答弁ください。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その考え方はですね、なかなかちょっと難しい案件を抱えておりまして、実は私も1度も使ったことがない施設なんですね。そうすると高橋さんの論法からいう

と、これから生まれてくる子供たち、これから生活する若者たちに負担を残すべきではないとは言いますが、旧西伊豆の方は一度も使ったことがないので、そこは今の町で考えると町民の半分以上は使っていないんです。ですから、そういうことではなくて今の町として不要な施設をどのように整備していくのかという考え方に私は立たなければならないのかなというふうには思います。残念ながら賀茂清掃センターが存在する一つの要因としては、昔、3町で西伊豆に合併した、合同ですね、クリーンセンターをつくろうというのが頓挫したからこういう状況になってるわけでございますので、やはり同じような地区ですね、何かをつくる時にはそういった市町の垣根を越えてみんなで協力し合って何かを成し遂げることが私は必要ではないかというふうに思いますけれども。それができなかったことによって賀茂村にも西伊豆にも松崎にもクリーンセンターが一つずつあるというのが今の現状なんではなかろうかというふうには思います。ただ、今の西伊豆町の状況ではですね、補助が受けられないことを考えると、先ほど高橋さんもおっしゃったように単費。要は、町の一般会計の身銭を3億5,000万以上かけて壊すということが町民に対して有益なのかということをもたえなければなりませんので、ある意味、壊すだけで何も生み出さないお金になってしまうという懸念も一つあるのではなかろうかというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それは全く、あの後段は町長のおっしゃるとおりですよ。今、環境省もですね、廃止されたごみ焼却施設の解体に関する財政支援措置っていうのは先ほども、平成16年度からもう始まってましてね。跡地の全部または一部にストックヤードなどの廃棄物処理施設を整備する場合、これが環境省ですね。それから総務省は、跡地利用計画がなく更地に町単でやる場合、解体に要する経費の30%特別交付税措置する、こういうのがあったんですよ、平成26年まで。ただし、特別交付税に関する省令の改正により平成26年度で残念ながら廃止された。つまりそのときに担当なり何なりがこの施設を解体するという、要は、町として必要なことをね、やっぱり見誤ってるわけですよ。その責任は物すごく大きいんですけども、今はまあここにはその当時の責任者おりませんのでね、もうこれも手後れなんです。ただ、町長、今、言いましたけども、本当にこれ単なる何も置かされてない焼却施設じゃないんです。7,000万、8,000万、1億円で解体できる施設じゃない。3億5,000万以上かかる。なぜかっていうと、やっぱりこれ汚染されてる施設なんですよ。汚染されてる施設が川上にある、この事実は物すごい重たいと思うんです。何らかのやっぱり町民の理解を得てですね、

これは期限を切っていつまでに壊すと、僕はそういう宣言が必要だと思うんです。もう一遍、答弁をお願いします。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 物事には順序がございますので、当然、高橋議員がおっしゃるようにそういった懸念もあるということは承知はしてございますが、今、何も生み出す可能性のないものについて3億5,000万以上のお金を、単費をかけてですね、解体することは難しいんだろうというふうには思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今このダイオキシンに汚染されてる部分ですね、これが外に飛散、飛散というんですかね、害を及ぼさないような対策っていうのはどんな対策されてますか。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（土屋智英君） はい。こちらのほうは閉鎖した後、平成20年度になりますけれども閉鎖工事ということで1億2,495万円ほどかけまして、焼却灰や飛灰などの除去清掃や煙突の上の部分、頂上部のほうにキャップをして穴を塞いであるなどの措置をしておりますので大丈夫なのかなと考えておりますが、今後も職員等に現場を視察させまして、何かしら問題があるときには随時対応していきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今のそういう対策でいつまで大丈夫ですか。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（土屋智英君） 現状を見まして、いつまでというのが正直には、明言できないというところが正直なところなのかなとは思っておりますが、基本的な部分については大分まだしっかり目視では、してるのかなというところもありますので、まだ大丈夫じゃないかと考えております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 次行きます。小学校の今後についてでございます。前回の局長答弁ですね、この中にこれからの小学校をどうするかっていうことについてはですね、現在のそのこども園の保護者、これが非常に、考え方が非常に重要だという答弁があって、まずはこども園の保護者の意向を聞きたいというふうに答弁されております。こども園の保護者の意向を聞いたそういう会議がありましたか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。現状ではまだしておりませんが、今月そういった会を持つということで今、調整を進めております。それについてはですね、園の建設場所の方向性というのもまだ決まっていなかったわけございまして、そこで小学校を混同させると混乱を招くということもございました。今回、園の建設候補地を仁科地区にしてほしいというような要望書が上がってきたということでございますので、ようやく次の小学校の統合への段階に行けるのかなということで、可能であれば今月中にそういった会を持ちたいというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） こども園のね、建設用地についてはやっぱり保護者の方が相当、議論を重ねて、最終的には町長あるいは議長に要望書が提出されてます。それを受けて、我々有志の議員ですね。も、町長に要望書を提出しました。ただこれは本当に調査してみないと法的な規制があるのかとか費用的にはどうなんだとか、こういう問題がありますよね。そうするともう少々時間かかると思うんですよね。ですから、これは可能性としては十分あるというふうに私は思ってますけども、どうなるか分からないということもあります。その間にですね、やっぱりしっかりとこども園の保護者ですね、意見聞いてください。今月あるということですから。やっぱりそういう意見をどんどん取り入れて、ある程度、その方向性を示していただきたいというふうに思ってます。この切土造成ですね、私が前回は提案しましたけども。切土造成して1番問題になるのはやっぱり切土した土をどうするかってことだと思うんですね。あそこの裏山切る、そして前にグラウンドがあります。グラウンドに盛土をする、そして部分的には命山にある面積は3.5メートル以上の盛土にすると、これが法的に可能かどうか分かりませんけども。こういうことをしてコスト削減、あるいは防災対応ということを考えれば、これ一石二鳥も三鳥もというアイデアなんです。ぜひこの調査結果が、ごめんなさい。まだこれ予算通ってません。今定例会の補正10号で上程ということですから、ぜひこの予算を私は通して頂いて、そしてこの調査をして可能性を探っていただきたいということです。で、もう一つ、その小学校でいえばですね、先ほどもちょっと答弁ありました、裏山ですね。これ裏山っていうか、裏の壁ですね。これを頑固にすればっていう話。今そこスポット的ではなくて民家を巻き込まなくてはっていう範囲ということですけども、その辺はどこまで、その辺を進めるのかということについて、もう一遍、答弁お願いします。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。小学校の裏、小学校を新しく作り直すとか、現状の校舎を仮に数年間使うっていうようなことも考えてですね、何らかのその裏山の対策をやってくれるというお話があったもので、町から県にお願いしたいというお話をさせていただいたところです。急傾斜事業というのは、町長答弁したように受益者の負担金というのがございまして、あのエリアの急傾斜地というのは中学校のところから始まってずっと小田瀬のほうに行くところまでですね。結構、長い範囲でエリア指定されています。その中で、民家を含めたエリアで今回対策をやるっていうような計画を作って、その民家の方に受益者負担金を頂いてっていうような計画を立てないとなかなかその認可がおりないということでございますので、すごくそこはハードルが高いなというふうに思っております。そもそも、この擁壁のなぜやるかという話なんですけども、擁壁の基準というのが改正になりましてですね、また盛土規制法というのが今年度改正されて、来年度9月以降にですね、もうその辺の基準が変わってくるということもありまして、土砂災害警戒区域の見直しを今、県がやるというふうに言っていて進めているところでございます。その関係もあって、仮にですね、今、予定ないんですけど、仁科小学校裏山が土砂災害特別警戒区域に指定された場合に校舎が一部、本当僅かですけどもかかる可能性がある。したがって、その部分は擁壁の補強、新たな基準になった擁壁の補強をするという、そういう計画であります。ただ、先ほど言いましたように個人からの負担金を頂くという行為がですね、現状では難しいのではないかというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時26分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今の答弁聞きますとね、相当、やっぱりここの擁壁工事ですね、これについてはもうハードルが高いと。で、恐らくもう数年、あるいはそれ以上かかるんじゃないかという感触を得ました。そうなればですね、もう今の仁科小学校もですね、多分、昭和50年代に建ったもの。そうすると、そんなことをやってるともう50年、耐用年数の問題もあ

る。それから裏山の危険は回避できないという状況が続きます。これは先ほど言いましたようにこども園の用地次第ですけども、やはり小学校はコンパクトに、防災、役場の防災機能を付属させて新設の方向しかないのかなというふうに個人的には感じました。時間もないので次行きます。中学校の今後について。これもですね、昨日、堤和夫議員のところで町長は町長でなく、一般人としての見解として、現状ではとにかく真っ先に統合の方向だと。そしてそれがいいのではないかというような一般人としての見解、それはもう全くかなり多くの人たちがそういうものを持ってると思います。そして出来うれば、私は松崎高校の存続も絡めてですね、松崎高校と施設共有型の施設利用をしていただきたいと。11月29日の伊豆新聞にこれ松崎高校、いろんな格好で、やっぱり松崎高校の魅力をですね、地域に発信したい、あるいは西伊豆中学、松崎中学に発信したい、地域で学ぶ、これを推進したい、大学企業行政などと連携して松高の魅力を進めていくんだというふうに努力してます。ですから、こういう松高と一体でですね、やっぱり中学校を統合していくべきだというふうに思います。今は何も確認、確定事項はないんで示せないということですけども近い、近々にはそういう状況が来ると確信して次の質問に移ります。次はですね、防災機器等の設置推進事業についてです。これですね、2件って言いました。実は私が2件目なんですよ。実際にこれを申請してみました。非常に使いにくい、建付けが悪い。そういう補助金制度です。例えば、これ先ほど町民の意見にもあったって言いますが3点セットなんですよ。これ家具の固定器具、それから感震ブレーカー、そして先ほど火災警報器って言いましたけども。火災報知機っていいましたが火災警報器ですね。これの全てを設置する世帯なんですよ。うちは必要な最小限のところは家具の固定器具がありますんで、感震ブレーカーと火災警報器、これを業者の見積りをとって申請をしてみました。ところが、それで申請したんですけども実際に運用しようと思ったら火災警報器なんかはですね、これあのコメリあるいはネットで買うほうが格段に安いわけですよ。必要なところ4箇所私につけたんですけども、これ1万以下でつくんですよ。そして例えば、天井あるいは壁、十分に、私もともと電気工事なんかもやりましたんで多少の高いところ大丈夫なんですけども、自分でもう簡単にやれるというふうに思いましたんで自分でやったんです。そうしますと、当初申請したものと変わってくるわけですよ。工事の方法だとか器具の購入だとか。そうするとまた申請をやり直さなければいけない。つまり工事の変更届をしなければいけないというようなことになってます。そしてこれをやると、個人でやっても写真が必要ですよとか領収書だけじゃ駄目なんですよ。本当にどこに付けたのか、付いているのかって。こういうルールがあるんですよ。そういう

ことを反省してね、必要な人が付けれるような制度にしてもらいたいんですけども、私はそれを多少なりともいじるだけじゃなくてですね、こういう制度、この災害弱者にとって非常に有効な事業だと思うんです。こういう事業はですね、もう今までの考え方じゃなくて、こういう事業の進め方をね、根本からやっぱり変えるべきだと思うんです。そしてこれはですね、例えば、これだけの補助金使うのであれば、各地区の、今、10分の9補助の災害時要援護者世帯ですね、やはりこういうところ、こういうところは区長さん、あるいは民生委員さん、こういう方に手を煩わすことになりますけども、これは聞き取りに行ってもらって町でこういう事業があつてね、1割負担すれば、例えば、感震ブレーカーというこういう働きをするブレーカーができるんです。あるいは火災警報器、もし例えば、どっかで寝ているときに台所で例えば、火災をした、どっかで起きたときにこれを知らせてくれるものですよとかですね。こういう説明をして要は、待つんじゃないで町のほうで出ていって付けていく。そして取付け率を増やしていく、必要なところには全て付けるんだというぐらいの気持ちでやらないとこういう事業の成果っていうのは出てこないと思うんですけども、それについてどう思いますか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 議員のご指摘のとおり、民生委員さんとかの情報を聞いたりという話を伺いました。で、あの12月の12日ですね、今回、民生委員会の定例会が開催されるという話を聞いておりますので、そちらにですね、職員が出向いてですね、今回の補助金の制度の説明とかですね、またひとり暮らしの高齢者、または高齢者の世帯、また要支援者がいる世帯などでですね、整備が必要な方、そういった方々にですね、このような制度を紹介していただきたいということでお願いに上がる予定でおりますので、今後、このような関係者にこの制度をPRしながら多くの方に利用していただくように進めていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） PRだけでなくですね、やっぱり災害時要援護者ですか。自らこういうね、申請っていうのは非常にできにくいと思うんですよ。ですからこういう手続を含めてね、できるような制度にしてもらいたいという要望をしておきます。これは本当に使いにくい制度ですよ。ですから2件、恐らくこのままいくとこれで終わりでしょう。せっかく良い制度をつくったにもかかわらず利用できないっていうのはね、そこは十分に反省すべきだと思いますよ。やり方を変えてください。次、行きます。森のエナジーについての質問に入

ります。昨日、同僚議員がですね、森のエネルギーについていろんな質問してました。事業収支を中心に質問してましたけどもね。これは非常に大切なことではありますがけれども、私はその背景にあるもっと大切なところをやっぱり見るべきだというふうに正直感じました。この事業の目指すものは、の第一義。これはまずは林業の活性化だというふうに私は理解しております。近視眼的に発電あるいは熱利用だけの事業だと見るならこれ20年やってもね、町の投資額、これを回収することはまずできないと思いますよ。しかしながらこの事業はですね、経済的価値として林業経営体の収益アップ、雇用の創出が見込まれます。それから加えて脱炭素社会ですね。これに向けて社会的な価値あるいは本来森林が持つべき防災機能、こういうものの維持向上が図れる、そういうことは言うまでもないと思います。大局的、俯瞰的に、やはり見て判断すべき事業だと私は捉えてます。現在の西伊豆町、新たな企業誘致っていうのは大変難しい状況にあります。私も幾つかチャレンジしました。全部失敗しました。1件だけメガソーラー、誘致がなりましたが。それ以外はことごとく住民の方だとか反対があつて失敗してます。ならば我々は、地域が持っている資源、様々な資源、これが西伊豆町にあります。それを何とか未来へつなぐ。未来への投資をしていく責任があると思います。海上輸送という恵まれた資源、これによって80年以上、地域貢献した珪石採掘事業、宇久須地区ですね。それから珪石、珪石でなくて今も脈々と採石事業、これが続いています。また温泉あるいは観光資源もその大きな西伊豆町の資源だと思います。森のエネルギーは町の80%以上を占める、先祖から我々が受け継いだ森林というフィールドですね。これを資源として今後展開する、まさに今、時代が必要としている推進すべき事業、未来への投資すべきではないかと私はとらえてるわけです。以上を踏まえて再質問いたします。先ほど設備の概要についての答弁がありました。この中で私が聞きたいのは、今回導入するチップーの種類は先ほど答弁がありました。能力ですね、能力。これについて伺いたいと思います。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。今回、導入をしようとしているチップーですけれども、処理能力がですね、1時間当たり60平米ですね。60立方メートルです。処理能力を有するということで、機能ですね、大きさ太さですかね。が、およそ50センチぐらいまでの木が処理できるという能力を有しているというものを今回、導入しようかということで検討をしているところでございます。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君）　そうしますとね、これ40キロワット発電機3基分ですね、これの原木量ですね。これは年間どのくらいを想定してますか。どれくらい必要なんですか。

○議長（堤　豊君）　産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君）　今回のうちの導入しようとしている機械に合わせますと、およそ2,300立米です。重さでいうと1,500トンぐらいが必要になるだろうということを今、予測しております。

○議長（堤　豊君）　高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君）　1,500トン、立米で話したほうが分かるのか、トンでいったほうが分かるのか分かりませんが、今回の木質バイオマス発電事業というのは、原木としてこれ間伐材等に由来する原木を使うわけですよね。そうしないと、試算にあるようにキロワットアワー当たり40円というのがもらえない。一般の、要は木を使うんであれば多分、24円だったと思うんです。今、御前崎にもう本当に大きな木質バイオマス発電所出来つつありますよね。これ75メガワットなんですよ。うちの40キロ3基ですから120キロワットなんですよ。もう桁が違いますよね。ですから、あそこのやつは輸入材を使ったりしてやります。その代わり大手の中電、三菱、あるいは鈴与ですか。こういうところがやると。全く規模違いますけども、先ほど言いましたように間伐材等由来の木質バイオマス発電っていうのに限定するんですね、先ほど1,500トンと言いましたけども、町内の今、原木生産量、A材、C材あるいは未利用材、未利用材も当然、切捨て間伐ですね。間伐によって出てきたものということになりますけども、どのくらいあるんですか。

○議長（堤　豊君）　産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君）　年によって、多少こう上下はありますけれども、町有林で言いますと最近3年平均ですと整備されたところが年間20ヘクタールぐらいですね、平均。で約760立米ぐらい平均です、これを算出しています。ただ、それで言うと足りないんですけども、そのほかですね、民有林だとかそういったものを含めまして、林業事業者に取り組みをしたところですね、大体、町内の森林で年間およそ3,000立米ぐらいの生産素材があるんじゃないかというふうに伺っております。

○議長（堤　豊君）　高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君）　私はあえて聞きましたけどもね、これあの過去の一般質問の答弁で実は聞いてます。そのときの答弁、これ平成2年から3年の平均、大体、年間100ヘクタール森林整備をやりますと。出てくるものがですね、2,400立米です。年間平均ですね。今、3,000

立米、平米って言いましたが立米ですね。3,000立米っていうのはそれよりももう2割3割アップしてるっていうことですが、じゃあこんかい出るんだけれども、当然、現在はですね、お客さんを抱えてそこに供給してるわけですね。これをどのくらいこの森のエネルギーに切り替えることが可能なんでしょうか。そういう話合いついていうのはされてますか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） 具体的なところまでの話合いというのはしておりません。ただいろんな会話の中で言いますとね、仮に先ほどの3,000という数字が出てきましたけれども、実際にはですね、この中からB材、B級材ですかね。市場に回るものもございますし、それから伐採して森のほうから下ろし切れないものもあるということです。実際にじゃあ西伊豆町が今後ですね、2,300立米を使おうとしたときには賄えるかどうかというところはちょっと疑問が残るところではあります。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） これからね、事業を来年、再来年度から事業開始します。そして今現在、設備設計してます。こういう時にですよ、1番川上である、いわゆる原料となる材木ですね、原木。これが供給できるかどうか分からないっていう答弁というのは余りにもちょっと無責任というような気がします。これが供給できなければ、この事業っていうのは40キロの能力があっても運転時間だとかそういうものは非常に縮小されてくるわけじゃないですか。今、じゃあそういう話合いついていうのはどういう格好で進めているんですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。先ほど町長の答弁にもありましたように南伊豆地域ですね、森林資源活用協議会、こういったところで西伊豆町のこの地域商社のお話もしております。また賀茂農林事務所へもいろいろ相談をしている中で、この賀茂圏域も含めですね、西伊豆町が今回実施しようとするだけの資源については、適正ではないかというご意見も頂いているところでございます。ただ、先ほど申したように町内全部ですね、それが賄えるかっていうのは、確実性はまだないわけですが。基本的には近隣及びまた賀茂郡内ですね、そういった事業所帯も含めた中で材を確保していくということで考えております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 賀茂農林もいい加減ですね。適正と言いながらね、まだ本当にじゃあそれだけ納めてくれるところが確定してないということでしょう。これから協力依頼をする。例えば、地元に今1社あります。それから伊豆森林組合だとか、あるいは南伊豆に2業者あ

ります。松崎にも間伐専門のところ、あるいは自社専門のところ、要は皆伐主体のところ、これがあります。皆伐だとか間伐専門のところのものは基本的には今の段階では使えないんですよ。これを搬出してこなければ。あるいは皆伐の場合には対象にならないんですよ。間伐でないと。そうするとね、この数字っていうのはどっかで何か、何かしらあるような気がするんですよ。いずれにしても来年、再来年度までにこの量を確保できなければ、この事業っていうのはまず最初から頓挫していくってことじゃないですか。違いますか。誰でもいいです、答弁してくれば。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。そうですね。確実にこれをまず確保したいところは当然あります。それから現在の町有林、民有林含めてですけれども、やはりその町内に今入っていращやる事業体とその辺は協議をしながらですね、今後の計画も大変重要になってくると思いますので、その辺はこれから詰めていく必要があるというふうには思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） そのとおりですよ。あの低質材だとか規格外の材だとか、雑木、間伐のときの雑木ですね。こういうものっていうのは、今までこれ森の中に置きっ放しなんです。じゃあこれをね、やっぱり回収する、これを収集搬出する。これをやっぱり真剣に考えていかなければいけないと思うんですよ。それとやっぱり施業、そういう森林施業の集約化。特に今、星野町長になってから約5年間。大体、私が見てる年間20ヘクタール、3,000万ぐらいかけてこれ相当、進んできてますよね。しかしこの前みたいに皆伐するんだとかです。出せないものはしょうがないとか、こんなことを言ったらこの事業っていうのは成り立たないっていうことじゃないですか。そのためには収集搬出のコスト削減策、これを図らなければいけないと思うんです。まずは施業の収集、集約化ってことについて言えばですね、町有林、今、年度単発で出してます。20ヘクタールずつぐらい、ぽつぽつと。今は地元の業者1社、これが有力で毎回とってます、実績とすれば。しかしそういう今、西伊豆町にほかに入ってくる業者がいないとすればですね、これはもう少し効率化するためには長期契約、5年契約とか7年契約とか3年契約とか、こういうことが必要だと思うんですよ。やっぱりそうしないと雇用をして、こういう計画を5年でやっていくんだという。要は、計画が例えば、森林事業者も立たないわけですよ。ですからそういう意味では例えば、計画的な森林整備による効率化という意味で、例えば、そういう今回の森のエナジーに入れると、

原木を入れるという、例えば、確約をつけても結構ですから。そういう5年、複数年こういう契約の方向に向かうことはできないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） まああのこの事業におきましては、やはりその木材の安定供給っていうのは非常に重要な要素だと思います。また地域ですね、林業事業体との協力体制、これも非常に大事で長期的または安定的にですね、供給していただける仕組みづくりというのは材の確保だけでなく地域経済の活性化にもつながってくるというふうに思います。ただあの一方でですね、契約というのは、今、長期契約というお話ありましたけれども、公正な条件で行うというのが、必要がありますので、いろいろ方法あると思うんですね。中長期的な伐採の計画ですとか、あるいは森林経営計画に基づいて、この地域全体の木のですね、確保、それからこの全体の利益を守る仕組み、こういったものと合わせてですね、そういった契約をしていく方法、あるいは公募型とかそういったことも条件としてはありますので、そういったことをですね、いろいろ今後検討しながら、いずれにしてもやはりその地域の林業事業体と信頼関係をやっぱり築いていく必要というのがあるでしょうし、相互にそういったその利益の実現、これを図っていかなきゃいけないなというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 課長のおっしゃるとおりです。ただ、この提案っていうのは僕もう2年も前からずっと言ってるんですよ。ですけどもやっぱり回答はいつも一緒なんですよ。そういう、だから事例も話してます。どどこでは森林組合とこういう複数年契約結んでますよと、そういう事例も幾つか紹介してるはずなんですよ。でも遅々として、やっぱりそういうことに取り組まない。ぜひこれを機会にですね、そういうことも取り組んでください。それからやっぱり必要なのはですね、林道専用道だとか森林作業道、林道の整備、これの維持管理。これがやっぱり大事なことだと思うんです。収集搬出のコスト削減とすればですね。ですから路網の整備、これの改良、機能強化。例えば、今、宇久須の西天城高原、ここであの寺沢洞山線ですね。これの林道、森林管理道、これの工事が進んでます。これももう4年ぐらい前になりますか。なかなかできなかったものをですね、当時の国会の先生にお願いしまして、いろいろ働きかけを頂きまして、今、これが始まってもう3年目ですかね。この寺沢洞山線。大体、この林道ができますと130ヘクタール、そして4万立米の原木、これの搬出が期待できるわけですよ。ですからそういう大きなものは別にしましてね、通常使いできる林道だとかそういうものの整備っていうのをきちっとやっていただきたいというふうに、こ

それはまあ要望ですね。こういうのをするためには、削減策のためにはこういうのが必要ですよという提言をしておきます。それからもう一つはやっぱり高性能林業機械、これの導入ですね。昨年、一昨年度ですか、林業機械使いました。ただし、あれは皆伐のときに通常の搬出ではできないんで、タワーヤーダーを使ったりしてやりました。今回は間伐ですからそこまでの機械が導入できるか分かりませんが、いずれにしても高性能のものを使っていかなないと、旧態依然の森林整備ではなかなかこれ収集搬出のコストができないってことですから、やっぱり町の諸君もですね、研究してください。林業事業体なり何なりと、やっぱりとにかく密に話し合いをしてみてください。いろんなアイデアが出るし、いろんな要望もあると思うんでね。ぜひそれはよろしくお願ひしたいというふうに思います。で、時間も余りなくなってきましたけれども、もう一つ、この今回の発電ですね。これ木質バイオマス発電のガス化発電ということなんですよ。ガス化して発電をするということですけども、こうしますとこのバイオ炭、炭が出てくるんですよ。今、今日も見えてますけども宇久須地区である方がですね、無縁炭化器っていうふうに表現しまして、そこで炭をつくって、あそこでI V U S Aあたりがやってる畑ですか。あそこにヤーコンだとかそういうのを植えるときに土壌改良材としてやってますね。これは非常にCO₂削減効果があります。それから農地にそういうふうに静養して土壌改良資材になるイコールこれはJクレジットの認証も受けれるわけですよ。その辺については、この副産物としてのバイオ炭、これについてはどのような考え方を持っていますか。利用法です。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。あのバイオ炭についても出るということはもちろんあります。で、具体的にこれをじゃあどうしようか、そこまではですね、現在のところまだ具体的な話し合いは行われておりません。ただ、確実にそういったものが出てくるということがもう分かっておりますので、これはまたあのチップの製造、それから販売も含めた中ですね、その事業の中の一つとして、今後使えて、使っていくだろうということは見込まれております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 見込まれてますっていいんです。これ3年後5年後に事業をやるわけじゃないんですよ。もう来年、再来年度にはこれ稼働するわけじゃないですか。そしたら今の能力でどのぐらいのバイオ炭が出てくるのか。それは例えば、西伊豆町にとってどれぐらいの、例えば、農民の方だとかに需要があるのか。こういう調査はね、やっぱり前広にこれ

やっていかないと、物がどんどんたまっていくだけです。要は、本当は副産物として利用できるのに利用方法が決まってないからどんどんどんどん積み重なっていくだけっていう例っていうのは、これはどこにもあるんですよ。ですから前広にこれ調査していただきたいというふうに思います。それともう一つ、このガス化発電しますとね、これは当然、先ほどちょっと出ましたけど廃熱が出ます。廃熱がどのくらい出るかっていうと、これちょっとネットで調べたらですね、発電出力の2から2.5倍、つまり今回、たしかVOLTER社の40キロワットの発電機を使うって言ってましたけども、40キロワット発電すると、大体、100キロワットの熱が出るんですよ。この利用方法、例えば、仁科の場合には堂ヶ島温泉のいわゆる何ですか、湯を暖めるっていうありますけど、宇久須地区ではどうなんですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。宇久須の宇久須地区のほうでは、まだこの熱の利用というのは考えておりません。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） これもね、地域の人たちっていうのはいろんな考え持ってるんですよ。例えば、この前、私といろんな話してる中でね、聞いた人は今、宇久須、宇久須の築港ですね、ここに魚釣りかなりここ来ます。キャンピングカーなんかで来る人っていうのは結構あるそうです。そうすると柴の公民館の横は良い駐車場、あるいは港にキャンピングカーとめてね、やってる。そういう方を対象に温浴施設だとか、こういうのってでは考えられないのっていうような提言もありました。ですから、いろいろ皆さんのね、アイデアを持ちよれば、何かせつかく時間、100キロワットの熱が出るのにね。ただそれをどんどん空中に、これこの熱でさっき言ったようにチップの乾燥はすると言ってましたけどね、十分に余力のあるもんなんでそれ以外のものっていうのはぜひ考えていただきたいんですけど。その辺っていうのは、どこがどういうふうにこれから考えていくんですか。副産物の利用についてっていうものについては、どういうメンバーでどういうふうに考えていくんですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。先に、先ほど私、宇久須の熱は考えてないっていうか予定がないって言いましたけど、先ほど高橋議員おっしゃったようにチップの乾燥にはもちろんそこを使えますのでそういう利用方法を考えております。で、それ以外ですね、いろんな活用方法どこで考えるかということですけど、これについてはやはり今回、会社設立しましたのでその森のエナジーですね。それから技術的な部分でいうと今回、一緒に立ち上

げたAGMさんとか、あるいは西伊豆町も含めてですね、そういったところで一緒に考えていく必要があると思います。また先ほど高橋議員のほうからお話あったように地域の方のね、いろんなアイデアもあるということで、その辺はですね、今後いろんな活用方法というのは考えられると思いますので、できればですね、やはりその一つの会社としてね、事業を拡大していくということも考えられますし、また高橋議員、最初におっしゃったように、なかなかこれを投資した分をですね、回収するっていうのは難しいじゃないかということ。それもおっしゃっているように非常に大変なところでもありますので、少しでも利益につながるようなものをこれから考えていかなきゃいけないなというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今年の2月6日の全員協議会の資料によればですね、多様な事業拡大を図るためにいろんな事業を考えていると。そのために町主体でなくて民間の力、専門家にマネジメントを継続してもらうということが、この資料の中で述べられています。私は木質バイオやる前から地元の林業事業者、そしてその供給先、そしてそのストックヤードを持つAGCM、ここいろんなこう要は、丸太をどうやって生かしたらいいかっていう検討を一昨年やりました。結局はですね、宇久須港から丸太で外に出すってことは非常に難しいと。その業者は清水港まで持って行って、清水港で集積したものを全国のチップ工場へかいじょうしてるんですね。ですからそれを宇久須港から丸太でいけないかって話、検討したんです。新潟の直江津までも見に行きました。だけど宇久須港のストックヤード、これの不足でこれはもう無理だと。しかしならば、しかしですね、チップなら、つまりバラもんならこれは十分に可能だということ所でさっきチップの能力も聞いたんです。そんなこのたかだか120キロワットのね、機械っていうか発電機に対応するだけでなく、やっぱりそういう事業展開も、もう当初からある程度、頭の中に入れた設備設計をすべきじゃないかというふうに思いますけども、そういうその拡大のための構想っていうのは何かあるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。あの今回、導入する予定でありますそのチップ製造機ですね、もちろん余力も見込んでございます。また事業収益の向上というところを考えてもですね、チップの販売というのは積極的に進めていきたいというふうに考えておりますので、可能性としては十分あるかと思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） ぜひそれをね、進めていただきたいというふうに思います。発電事業にとどまらない木質チップ製造機能を活用した更なる地域内でのバイオマス活用事業、あるいは2番目とすれば木材の高付加価値を行うための加工事業。それから森林サービス事業。林業関係の人材育成事業。これらをこの今回の木質バイオマス発電を起点にしてですね、やっていくというふうに、これ全協の資料にうたってありますんでね、ぜひこれを進めていただきたいと思います。もう時間もありませんので、最後にこれは町長に聞きたいんですけども。何回か前にも言いましたけども、この地域商社、この事業イメージっていうのはこれにも書いてありますけどもカーボンニュートラルへの貢献だと。CO₂の削減効果が毎年1,800トンっていうことですよ。巷で言うトン1万円ならこれ1,800万円ですよ。こういうものを目指しているとすればですね、今、全国たしか1,000、7、800自治体ありますけども、このうちの1,100幾つがゼロカーボンシティ宣言、これをしてるわけです。2050年までに二酸化炭素排出実績ゼロ、これを静岡県23市、これは全員やってます。もちろん県もやります。町でやってるのは小山町だけです。西伊豆町はこれの宣言をいつやるんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。まああの今の段階でいつやるかということは、明言はちょっと、もう決まっているわけではないので出来ませんけども。実は先だって林業の関係の組合さんの総会があったときに、議員おっしゃるようなカーボンニュートラルも含めてですね、講演がございましたので伺わせていただきました。その関係で今月の9日月曜日になりますけども、その担当の方がこちらに来て、私含めて職員にいろいろレクチャーをしていただけるということでございますので、そういったものも含めてですね、今後、議員がおっしゃるようなカーボンニュートラルシティの宣言などについても検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） はい。以上で一般質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（堤 豊君） はい。

6番、高橋敬治君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

お疲れさまでした。

休憩 午後 0時 5分

再開 午後 1時00分

◇ 3番 仲田慶枝君

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告7番、仲田慶枝君。

3番、仲田慶枝君。

〔3番 仲田慶枝君登壇〕

○3番（仲田慶枝君） では、議長よりお許しを頂きましたので、仲田慶枝、壇上より質問させていただきます。

私の今回の質問は2点でございます。1、認定こども園2園の統合移転について。2、建築物の耐震化についてでございます。認定こども園2園の統合とその移転についてまず伺います。当町におけるこども園は両園とも津波浸水想定区域内にあり、伊豆海認定こども園に至っては目の前が海という状況のままです。2014年から始まった文教施設の整備事業ですが、2023年初頭に認定こども園と小中一貫校の建設計画が中止撤回となりました。いつ来てもおかしくない巨大地震津波に対し、災害弱者の子どもたちが逃げなくてもいい安全な場所に園を統合してほしいということについては、誰もが異論のないところだと思います。町では文教施設等整備委員会の答申を受けて、第1候補地である安良里地区の中田避難地での建設を進めようとしています。一方、ワークショップではなかなか声を上げることができなかった両認定こども園の保護者たちですが、何度も話を重ねています。その結果、彼らの多くは仁科地区での建設を望んでいます。しかしながら第2候補地である旧西伊豆中学校跡地は盛土造成に6億5,000万円以上という多額の費用がかかり、先川地区は青地除外に展望が開けないなど、多くの課題が立ちふさがっています。彼らは子供たちが逃げなくてもいいところで保育してほしいと切望しています。今後の進め方について質問いたします。（1）新たな候補地について。新たに旧西伊豆中学校から仁科小学校にかけての裏山を切土して用地を造成する案についての提案があることは町も周知だと思います。両園の保護者からぜひこの可能性について事前調査をしてほしいので「要望書」を提出したいが、という相談がありました。この案について建設可能かどうかの調査をすることは考えていませんか。

(2) 津波避難シェルターについて。現在入園している子どもたちのほとんどは、新たに建築される園舎で保育されることはないと考えられます。依然として津波災害に対しては脆弱なまま卒園を迎えることになります。この子どもたちの命を守るため、シェルターを導入する考えはありませんか。

2、建築物の耐震化について。平成13年度より町が静岡県とともに取り組んできた住宅耐震化促進事業「プロジェクトT O U K A I - 0」は、耐震診断は今年度まで、耐震補強の補助金は令和7年度までで終了となります。住宅の耐震化については、申し訳ありません。この昨年というのを1文字抜けていて一昨年でございます。住宅の耐震化については、一昨年の12月の定例会で一般質問いたしました。高齢者世帯やひとり住まいの高齢者が増え、空き家も増えている現状での住宅の耐震化について再度伺います。(1) 耐震診断、耐震改修の実績について。T O U K A I - 0 事業における耐震診断については、町は対象者にダイレクトメールを送付して診断を促しているということですが、現時点での実績はどうなっていますか。またその診断を受けての耐震改修は進んでいますか。

(2) 耐震化以外の補助制度について。命を守る対策は、耐震化の補強工事のみではありません。住み替えやベッド、居室にフレームを設置する方法なども県では紹介しています。沼津市や清水町などが補助制度を設けている耐震シェルターの設置を導入する考えはありませんか。

以上でございます。

○議長(堤 豊君) 町長。

[町長 星野淨晋君登壇]

○町長(星野淨晋君) それでは、仲田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の認定こども園2園の統合移転についての(1)新たな候補地についてでございます。議員もご承知のとおりというか議員も一緒にお越しになりまして、11月21日6名の議員有志から旧西伊豆中学校裏山切土造成事業調査について要望書が提出されました。早期の予算措置をとる要望でございましたので、急遽、本定例会におきまして、追加議案として一般会計補正予算第10号として上程をさせていただいたところでございます。次に(2)の津波避難シェルターについてでございますが、10月21日に開催されました議会全員協議会におきまして、シェルター見学会後の保護者アンケート調査結果について説明をさせていただき、議員の皆様にご意見を伺った結果、伊豆海認定こども園への導入については賛同得られたというふうにこちらは判断をさせていただきました。本定例会の議案第61号一般会計補

正予算第9号にシェルター2基分の予算500万円を計上させていただいております。仁科認定こども園につきましては、アンケートの中で導入に前向きではない意見もございますので、再度、PTAで協議をしていただいた結果、11月18日に防災シェルター3機の導入について園のほうの保護者から要望書が提出されておりますので、今後、議員の皆様と協議した上で決定をさせていただければと考えております。

次に大きな2点目の建築物の耐震化についての（1）耐震診断、耐震改修の実績についてということです。耐震診断の希望者を募るダイレクトメールは静岡県から1,390通送付し、うち希望された方が86件ございました。また戸別訪問も90件実施し、4件の申込みがありましたので、今年度の耐震診断を合わせて90件となっております。このほか過去に耐震診断を行っている方に対して耐震改修の希望を募るダイレクトメールも静岡県から110通送付し、うち希望される方が5件ありましたが、このうちの4件分を予算化しているところでございます。次に（2）の耐震化以外の補助制度についてでございます。議員のご提案のとおり、地震による家屋の倒壊から生命を守るため木造住宅に耐震シェルターなどを設置することは大変有効な手段と捉えておりますので、今後、他市町の状況を参考にしながら制度設計をしていきたいと考えております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ありがとうございます。今回の私の質問は、大体、昨日で解決してしまっているような感じなので重複がすごくあるのかなと思うのですが、でも私の気持ちとしてはとてもすがすがしい状態でございます。お願いしたことが何か実現するんだという感じがいたします。昨日の堤和夫議員の一般質問などとかかなり重複してくるがあると思いますけれど、少しお付き合い頂きとうございます。やはり私、今回思ったのは、保護者の意見というか保護者の存在というのはとても偉大だなんて思いました。彼らは勇気を持って声を上げてくれたわけですね。その行動に私は心から敬意を表して、彼らにご協力できることは何でもやろうというそんな気持ちでございました。彼らは何回も何回も臨時の保護者会を夜開いてくれて、そして本当に本当に真剣に討議をしていて、結局、子供の数が多いところ、多くの親が働いているところが良い、6月18日の豪雨で安良里の道路が冠水しました。それにはとても恐怖を覚えた。やはり仁科での建設がいいというふうに彼らは口々に言ったことでございます。ついては、仁科で津波被害・津波災害の危険のないところを検討してもらおうと、とても真剣な顔つきでございました。今、町長おっしゃったように、私どもは、

まず保護者が要望書を出してくださって、そして私たち議員有志も要望書を提出して、そして先ほどおっしゃいました時間がない中、10号の補正予算を上程してくださいました。本当にありがたいことでございます。町長がおっしゃいました、昨日おっしゃいましたことが、昨年末のその建設の撤回から1年間何もしてこなかった、議会は何もしてこなかったと。それでもその中で6人の議員が要望書を提出した。調べないことには全てが始まらないので結果がよければ候補地として検討する材料になると昨日おっしゃいました。それには今のところ気持ちの変化はないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。いずれのときにも旧洋らんの時もそうですし、先川もそうですし、旧西中の跡地のボーリングの時もそうですし、あくまでも前提は建てられるか建てられないかが分からないところでは議論が進まないということで今までも予算をとってまいりましたので、今回のものにつきましてもこの予算を執行して調査をした結果、建てられるということが分かった場合には候補地の一つとして検討されるんではなかろうかというふうに思います。ただ、付随して工事費がどのぐらいかかるかということも検討しなければいけないだろうというふうには思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今回のこの定例会でその10号の補正予算が可決された場合、調査は大まかに言ってどのくらいのスケジュール感で進んでいく感じなんでしょうか。大体、想像つきますでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。今年度中には無理でですね、はい。繰越しありきということで、来年の6月とか7月とかまではかかるんじゃないかというようなスケジュール感で今考えているところでございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうしますと、その6月7月になるかというところの結論、結果が出るまではこの建設の件は進められない。当然、安良里、もう候補地として建設するという上程はないというふうに判断してよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 基本的にですね、こちら側もそちら側も4月に改選を迎えますんで、そのときいらっしゃる方がどのような判断するか分かりませんが、現時点として当局として

はですね、6名の方たちの要望で予算を上げている以上、6月ないし7月の結果が出るまでは他の案を候補に上げて話を進めるということとはできないだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。それでも1番速いスピードですもんね。今回に挙げていただいて、はい。しっかり準備をして待ちたいと思います。それでそれに伴いましてですね、結局、その保護者会でね、皆さん話してる中で、あるお父さんが僕らは絶対後悔したくないんですって言ったんです。確かにそうかわって。ここまで遅らせてしまっているという申し訳なさがいっぱいだったのですが、だから今の子供たちを助ける。そんなときに、やはりいろいろ考えていく中でシェルターというアイデアというのは当然のように、以前から出てきたことなんだと思うのですが、これについて伊豆海認定こども園については今回2基、先ほど2基っておっしゃいました。500万円の補正予算が出ているので何基買うのかなと思っていたのですが、町長、先ほど2基っておっしゃいました。その予定で補正が出ていると。さて仁科のことですが、このシェルターというのは私も前から言っておりますが、このシェルターにしろ、もう少し高価で大きないわゆる津波救命艇というものですけど、これいずれも実際の津波で試したことは誰もいません。なので、これが本当に絶対に安全なのか、本当に大丈夫なのかというのは実は誰も分からない。そんな中での導入を私は進めるということになります。とても責任が重く、とても恐ろしいことですが、やはり保護者さんの切ない気持ちを考えたときにこれを用意しておくことでどんなにか安心かっていうことは、私は容易に想像できます。そうしてあげたいと思うところでございます。で、仁科の場合は、園舎はレベルⅡでも計算上では屋上避難で津波は免れるというような想定に今はなっております。そうすると、なぜシェルターを欲しいかというのは、そのやり過ごした後、津波をやり過ごした後の下に降りられないときのそのときの避難場所という意味で冬の極寒の夜を過ごすとか、真夏のとても酷暑の中を過ごすとか。そのためのシェルターとして希望しているということでございます。もちろんですね、逃げ遅れた場合、どうしても上まで屋上まで行けなかった人がここに入るということは当然、考えられるのですが、そういう親御さんに引き渡すまでの安全確保の手段としてシェルターを要望するという状態でございます。いずれにしてもですね、親御さんの気持ちを考えますと、このアイデアがこの会議で出たときにみんなずっと安心したんです。そうか、そのためのシェルターだったら本当に安心だってみんながほっとした、その表情を私は忘れられません。これどうにか導入していただきたいと私は思っているのですが、どのみちあのシェルターにつきましては、ここに入る前に事務局

とそれから園長先生方ですか、職員の先生もおいでだったのでしょうか。下見に行かれてるんですよね。そうしますと、それはある程度というか、あれは安全であれば信頼に値するというふうに考えていかれたと思うのですが、なので今回、仁科のところでは予算出てませんけれどこれどうにも導入していただきたいと思うのですが、そこも考え直していただけないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先ほど壇上で答弁をさせていただいたかというふうに思いますけれども、シェルター見学後、保護者アンケート調査の結果について議員の皆様には全協でお示しをして、大方、賛同を得られるんじゃないかという判断を私たちはしたので、伊豆海については予算を載せております。ただ、今議会でどうなるか分かりません。当然、まだあの予算通ってませんからね。そうすると、その結果を見なければいけませんので、一応、今回、伊豆海のやつは予算上げておりますけれども、皆さんがどのようなご判断をされるかということを念頭に仁科の園の導入については考えたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。この件につきましても保護者会ですね。代表の方々から要望がこの件についても出ております。あのときには恐らく、恐らくというか3通の要望書が出たと記憶しております。なので、そこのところ重く私たちは捉えて臨んでいきたいと考えます。はい。では次ですね、今回、建築物の耐震化「TOUKA I-0」に関係するところを伺いました。先ほど町長が1,390件を送付して、そして希望される方が86件あったというようなご答弁を頂きました。で、この耐震診断に対する補助は今年度で終了しますよね。さらにその耐震改修や建て替えの補助金が来年度までというふうな、先ほど私壇上で申し上げましたけど、この方針というのは現時点で変える予定はないのでしょうか。といいますのは、なかなか耐震改修に踏み切る方が少ないような状態でございます。その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 多分、その年度のものにつきましては静岡県の方策でおやりになられていることだというふうに思いますので、私たち西伊豆町がやりたいんだというふうに言ったとしてもですね、県の事業が止まってしまえば、なかなかそれは西伊豆町単独でできるというものではないんだろうというふうに思いますので、県が今後どのようなご判断をされるのかということは注視していきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 全く想像つかないんですが、7年度以降、バシッと打ち切れちゃう可能性も十分にあるってような感じですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 現時点での正式な通知はそういう状況でございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 西伊豆町耐震改修促進計画っていうのがあるじゃないですか。で、今3期目の令和7年が最終年ということになりますけど、それでは耐震化率を、95%を目標に書いてあるんですよね。で、この計画見ますと令和元年時点での町の住宅耐震化率は69.3%ってあります。今、町長おっしゃったこれで7年度で打ち切られたらどうしようという気がいたしますが、元年度から現時点まで少し耐震化率は上がったのでしょうか。どんな状況か、もしお分かりでしたら教えてください。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。あの町の耐震改修促進計画の上位計画で県の計画というのがございまして、その計画で95%っていう目標値がございます。そこを町も設定しているという状況でございます。しかしながら、現時点での耐震化率は69.5%にとどまっております。非常に目標には至っていないという状況でございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 県の、静岡県のパージを見ると現時点での住宅耐震化率っていうのが出てたんですけど、それが89.3%って書いてある。比べるととても驚くほどの差なんですけど、もう恐らく相対的にね、昭和55年以前に建てられた家の数が県トータルにするのと、私たちの町で圧倒的にその比率が違うんだろなって思うので、簡単にこれと69.5%と89.3%を比べて、私たちの町の耐震化率はとても劣っているというふうには簡単にはね、判断するつもりはございませんが、ございませんが、令和7年度までの制度ということを、かもしれないと知りながらこの69.5%に私は甘んじるのはとても嫌だなと思います。令和5年度までの昭和55年以前に建てられた住宅の耐震診断事業の実績は、555件と私の手元にありました。先ほどのようなご答弁で、令和6年度にダイレクトメールの効果があつて90件、90件のプラス。そうしますと合計645件ほどが診断を受けた計算になります。それでも対象家屋は1,390っておっしゃいましたっけ、1,390ですよ。の対象家屋で645件が診断を受けた。そしてそのうち実際に助成金を使って耐震補強をなさったお宅が、私が調べたところ20、7、8件。ちょっとこ

こ確実な数が分からないのですが、まあ30件程度というふうに捉えておけばそう大きな違いがないんだと思います。極めて少ないと私は考えます。で、じゃあなぜこの耐震改修補助が伸びないのかというのは、町民の方にお話を伺うと大体、返ってくる答えは同じでございます。もうこんなに年取ってね、こんな古いうちにね、今さらお金をかけるつもりはないよ、1人で住んでるしさってそんなような感じですよ。で、だからその資金面の負担であるとか、高齢者がひとり住まいの方が多いていうそういうような理由があって、改修には消極的になっているというふうに私は捉えておりますけど。いや、これではやっぱりとても悲しい。件数を増やすために何か町は対策とらないですか。考えていませんか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。あの要因としては、仲田議員がおっしゃるとおりでございます。耐震改修補助金はですね、町から施主の申請者の方に振り込みをしなければならないというものです。補助金が振り込まれる前にですね、申請者が施工業者に全額支払いするケースもないわけではないと聞いておりますので、そうしますと一時的に大金を高齢者の方が振り込むというふうなケースもあり、これをやるのを躊躇する要因の一つかと考えられます。他の市町では、補助金の請求・受領を施工業者へ委託することで補助金を町から施工業者に直接支払う仕組みを要綱で定めているところがあるようですので、当町でも可能であればそのような方法を取り入れたいというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 先ほど、戸別訪問をしてっていうところで希望される方は5件、違う。違うな。静岡県から110通ダイレクトメールを送付して、耐震改修の希望される方が5件っていうふうにおっしゃいましたよね。そのうち今回予算化少しされてるんですよ。予算は何件分っておっしゃいましたっけ。すいません。お願いします。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。予算計上させていただいている件数は4件になります。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） どうして1件少ないんですか、そこをちょっと教えてください。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。静岡県さんから補助金をもらって、確実にそれが消化できないとですね、返還という形になります。確実に消化できるだろうという段階になって初めて補正をするというようなことを考えております。なおですね、4件、今、予算計上して

ありますけども、そのうちの2件は既に工事が終わっております。残り2件は折衝中ではありますけど、なかなか工事に至るっていう段階にはまだ至っていないんですよね。なので今年度にその2件については消化できないかもしれないということで、希望があるからその件数を予算計上するというわけではなく、ある程度、目途が立った時点でということで考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） それいずれもその補助金ですよ、高齢者ですと120万円まで補助金出ますけどその中に収まるような状態ですか、この4件の方々は。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） それぞれの住宅の耐震化の、ごめんなさい。耐震診断の結果です。どこをどういうふうに補強するかっていう条件が変わってきますので、金額は一律同じではございませんけども、おおむね150万から200万ぐらい工事費としては見込まれるだろうと。それはそれぞれの建物について見積りをとってみないと金額というのははっきり分かりません。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今、150万から200万ぐらいっておっしゃいました。私も少しね、ネットですけど調べてみたら耐震改修は、アベレージ150万円はかかるというような感じでございました。そうしますと、補助金が高齢者でも120万しか出ない。そうでない場合は100万円の補助ですね、国県町入れてっていうことですけど。そうしますと、やはり資金面でもなかなか耐震改修に取り組まないっていうのは頷けるような気がいたします。で、その最近、話題になっている高知県の黒潮町が取り組んでいる合理的な設計による低コスト工法、いわゆるその今まで筋交いを入れろとか、そのね、下のところでちゃんとか、何かこう金具をつけ直せとか、そんなようなちゃんと、ちゃんとしたっていうか高価なものではなくて、合理的な設計による低コスト工法というのが今話題になっておりますが、当町でもこれをやることによって120万円以内に収まるんではないかって素人考えで想像いたしますが、そういうことはうちの町では取り組みませんか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） もちろん、あのそういう工法はあるのは存じておりまして、建築士さんにもですね、周知はしております。一部ではそういう工法で取り組んでいるところもあります。ただあの、従来工法については、今、仲田さんおっしゃったように、柱とその

梁や土台の接合部をですね、取壊して露出させた状態で接合部に金物を入れたり筋交いを入れたりっていう工事なので、どうしても高くなってしまうと。それを、接合部を露出させないですね、柱に構造合板みたいなもので張って構造壁として耐震化を持たせようというような工法になります。それが必ずしも、全てがそれでできるとは限らないんですよね。部分的によっては接合部の補強が必要というものもございますので、なるべく低コスト工法を取り入れてくださいというふうなアナウンスをさせていただいておりますけども、従来のやり方でやられているという割合が多いというのが現状でございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。今回、昨日の山田議員も質問してくださいましたけれど、この県の要するに、耐震化改修をしなくてももう少し命を守る対策があるよというのがございまして、これ私も以前、これについては伺いました。で、昨日の山田さんと私はこの耐震シェルターですね、もっと安価で済む。これはどういうことかということ、家屋が倒壊してもその命を守るスペースができるというようなフレームをつくっておく。常にいるところとか寝るところにフレームをつくっておいて命を守る。そこから、家の中から無事に外に出るというようなことのみを考えたフレームという耐震シェルターという提案がございまして。これについては先ほど町長は前向きに取り組む、他市町の状況を見ながら制度設計していきたいって言っていただきましたので、これは大いに期待するところでございます。これも様々なタイプが提案されておりますので、先ほどのあの高橋議員のところにあった3点セットの話などもございますが、住民にちゃんと話をしながらちゃんと理解していただいて、どれを選択するかという形をやって頂けたらいいなって思います。高齢の親が1人で住んでるって思ったとき、住んでいるときに、離れて住んでいる子世代としては、それがあるだけでとても安心なのです。なのでこれぜひやっていただきたい。数十万円、大概が数十万円で済むところ。県では補助金は12.5万円出ているところでございます。西伊豆町、これ取り組んでいないのでぜひお願いしたいところでございます。で、この耐震化の計画ですね、計画のところに不特定多数の人が利用する特定建築物の耐震化というところもございまして。これは2013年に耐震改修促進法の改正で耐震診断が義務づけられています。不特定多数の方が利用するところ。うちの町の場合には、特にホテルとかそういうところだと思うんですが、こういうところですね、耐震化、観光業が主たる産業を標榜している西伊豆町でございますから地震によって宿泊していた方が犠牲になるということは絶対に避けたいところでございます。これはどうなのでしょう。特定建築物の耐震化は進んでいるのでしょうか、伺います。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。この事業も静岡県が主体事業で町は協力しているという
ようなものになります。ちょっと耐震化と耐震、ごめんなさい。耐震診断と耐震化のちょっ
と母数が変わってくるんですけども。耐震化の話にするとですね、3階建て以上の5,000平米
以上というようなホテル旅館が対象になりまして、あとは公共建築物はそれ以下の部分でも
該当になってきます。そのうち3件が、耐震がまだされていないというような情報を伺って
おります。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） その3件は耐震改修をなさる予定はあるかないかということはご存じ
でしょうか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 以前、耐震化したいということですね、町にも相談があった
というふうに聞いております。そのときには自己資金が数億っていうお金がかかるので、ち
ょっと計画自体は頓挫したというふうに伺っております。今現在は耐震化しようという話が
その後、来ていることはありません。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 確かにですね、この補助率が低いですね。これ県、国と県と町と合
わせても約2分の1程度なので、ホテルの耐震改修しようと思えば億という単位でかかると
思いますから自己負担がとても高額になり、やりたくてもできないというのが実情なのだ
と思います。だがしかしです。やっていただかないと安心して遊べる西伊豆町というふうには
ならないじゃないですか。何かほかの補助金とか何か支援するような作戦というのは全く考
えられないですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 静岡県さんが主体になっている事業なので補助金以外にですね、
例えば、半島振興法による制度。それから過疎地域による制度っていうのがありまして、事
業税や不動産取得税の軽減、それから県の固定資産税の減免というものが耐震改修したこと
によって、増改築やった場合ですね、そういったものが受けられたりします。それからこれ
も建築業ですけど利子補給もありますし、資金の融資制度もございます。はい。そういった
ものを活用してやってくださいということのアナウンスは町からもしております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） しているっておっしゃいましたよ。で、していただけてないっていうことですね。確かに体力的にとっても難しいことなんだと思うんですけど、これやっぱ継続的に関わっていただいて進めていただけるような方法に持っていくしかないのだと思うんですが、そこはお願いしたいところでございます。先ほど、今度は防災課のほうになるのですが、高橋さんの質問のところで家具の固定・感震ブレーカー・警報器の3点セットの話が出ました。これについて私もやはり生きて自分の家から出られるということを考えたときに、これは絶対今日伺おうと思ってきたのですが、本当に本当に分かりにくい。分かりにくいんですけど、これ絶対、建て替えなくちゃいけないんですか。例えば、業者さんに見積もっていただいて、その見積り書を防災課持っていったらそのまま防災課のほうの補助金で払ってくれるとかそんなような仕組みにはならないんですか。先ほどの久保田さんのところで伺ったときに、やはりその耐震改修は一旦、大金になるけれど立て替えてっていうか自分で払って後で補助金もらえるということになってたじゃないですか。この3点セットのところはそういう仕組みのままでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません。この補助制度のですね、支払いから、申請からお支払いまでの流れを簡単に、ちょっと説明をしたいと思いますが。まず申請者は補助金の申請書にですね、関係書類として、機器等設置の見積書の添付を提出して、添付し提出していただきます。町は申請書に係る書類を審査し、適当と認めたときは交付の決定通知書を申請者へ通知します。この通知を受けた申請者は機器等の設置を進めていただきます。その後、機器等の設置が完了しましたら、実績報告書に請求書、領収書、設置を証明する書類、写真をですね、添えて提出をしていただきます。町は実績報告書を受理した場合は、内容を審査し適当と認めたときは申請書の指定の口座に支払いをし、これで完了となります。こちらにつきましては、このような形で実際に申請者がですね、設置に係る費用を一旦、立替えてもらってですね、支払った後、町のほうから支払うという形で進めさせていただいているところでございます。先ほど高橋委員からもご指摘頂きましたが、その辺りを、制度の内容または書類等の見直しを進めながら、より多くの皆様に利用していただくように進めていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時46分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。休憩前の3点セットのところでございますが、もう少し簡単にしていただけるふうにね、工夫してくださるというので期待をするところでございます。で、このことですけど今、その前に私は建設課の課長と話をして、今は防災課の課長とお話をいたしました。これ2年前に質問したときに同じこと言ったんですけど、住民にとっては耐震化って考えたときに、その耐震診断とか耐震改修とか今の3点セット、家具の固定とかっていうのは住民にとっては耐震とするとその一括りの中の話なんです。なのに、対応課が2箇所に分かれている、ね。特に西伊豆町の場合はあっちとこっちと随分場所も離れている。これは極めて不親切だと私は前から思っています。で、もちろん、県の窓口が違うからっていうようなこともこの前おっしゃってましたけれど、それもう少しこう簡易にワンストップにいただけることによって相談に乗って、じゃあこういうふうにこれしたらどうですかとか、もちろん、資金のことも考えながらそういうふうにしていただけるような仕組みってできないんでしょうか。それもう1回、2年経ちましたけど伺いたいと思います。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。各部署部署でそれなりの、防災であれば防災に絡む事業を持っておりますし、建設は建設に絡む事業を持っておりますので、そこに付随して県のほうの担当の部局からそこに情報がおりてくるというのが今のシステムです。職員の数がたくさんいればですね、よろず相談課みたいなのをつくってここに行くと防災でも建設でも横の連結をしながらですね、うまくコンシェルジュ的な仕事をできる配置もできるんですが、今現在かつかつの状態で残業をお願いしなければこの役場は回っておりません。ですので、新たなものを設けることは無理でございますので、住民の皆様には大変ご迷惑をかけている部分はあるかというふうに思いますけれども、分かれた状態ではありますけれどもそれぞれに対応させていただければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） じゃあせめてお声掛けぐらいしていただいて、こういう手もありますよっていうふうなことをお互いの課で共有しながらやっていただけるとそれだけでも違うの

かなと思いますので、よろしくお願いいたします。建築物の耐震化について私は今回、伺っているのですが、当然、当町には空き家がたくさんあります。で、明らかにもう耐震性なくなって、今にも壊れそうな危険な建物もございます。これ地震があった場合にですね、周りの住宅に被害を与えることにもなりかねませんし、何より避難道を塞ぐ危険性もすごくあります。能登半島のときには、能登半島の地震のときには、やはり倒れた家屋が道を塞いで緊急車両も通れなかったというようなことは何回も、幾つも起きていて、結果的には緊急公費解体を余儀なくされたというところも何箇所もあったという報道を聞いております。で、耐震改修促進計画には、「発災後の対応の円滑化として地震発生後の多数の者の避難の確保のため、避難路沿道建築物の耐震診断に取り組む」とあります。耐震診断したら、もちろんこれが1.0より下回った場合には耐震改修を促すということになるのですが、これよくよくこの計画を読み込んでいきますと、そのいわゆるその緊急輸送ルートだけの沿道っていうふうに読み取れるんですね。だがしかしですね、今、能登半島地震の話もいたしましたけれど、どんな道でも全ての道ですね、通行できないと避難を考えたときに困ります。なので、やはり空き家の耐震化問題っていうのはとても重要な問題だと思うのですが、これなかなか難しいっていうのを想像できます。想像できますけど町はどういう対策をとっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 緊急輸送路沿いの、道路沿いの建物についてはですね、当然、それが倒壊してしまうと緊急支援物資等が避難所に、何て言いますか、本部に届かないというような状況になってしまいますので、まずそこは速やかに改修なり除却なりをしてくださいというような指導を、もうこれずっともう10年以上、この指導が続けているという状況でございます。その中で何件かは除却をしたりとかですね。耐震診断をしたという状況もございますけども、なかなか改修というところまでは至っていないという現状でございます。で、静岡県さんからは緊急輸送路という部分がですね、やりなさいというお話で来てるんですけども、当然、町内の主要道路についても考え方は同じかなと思いますけども。なかなか、正直そこまでちょっと何て言いますかね、その方の任意の気持ちにお任せするという状況に今、頂いておりますので、町から強い指導をしているという状況ではございません。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 何も町はやってないという、空き家に対しては。空き家の耐震、発災したときに崩れたら困るというようなお家が幾つかあった場合に、それに対して今、現時点

では何もやってないというようなことでしょうか。でも近所の方々ってとてもこう不安に思
ってらっしゃるとかそんなことがあると思うのですが、その辺のことはいいんですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 緊急輸送、ごめんなさい。主要町道ですね、沿線も含めてなん
ですけども、周辺住民から苦情や相談が寄せられることもございます。そういった場合には
ですね、建物の所有者を調べ、適切な管理を行うようにというような文書をですね、町から
通知しているところがございます。それでも改善されない案件もありますので、町としても
苦慮しているということです。現在、町では空き家等対策計画の策定中でございますけど
も、法に基づく指導を行える体制づくりというものを現在行っているところです。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今、最後におっしゃった法に基づく指導を行える体制とおっしゃいま
したが、それって具体的にはどういうことですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 今のように町から指導とか助言ですね、行いうっていうものは、
そういう方の何ですかね。任意のお気持ちに委ねるところがございます。それでも改善が見
られなかった場合ですね、よりその強い権力を持って対処してもらうということが必要にな
ってきます。法律に基づく指導というのは勧告ですね。勧告をして、町が勧告をすると固定
資産税の住宅用地の特例っていうのが解除されるために土地の固定資産税の税金が高くなる
というような、ある意味ペナルティみたいなものですね、生じてきます。またあの、勧告し
てもなお改善が見られない場合は、特定空き家に認定し、命令した場合は今度、罰金50万円
というようなペナルティもございます。戒告と続き、最終的には行政代執行というような形
で町が強制的に壊して、その費用をその方に請求するというような流れになります。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） その勧告というのは、もう除却してくれっていう勧告っていうふうに
解釈していいですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 指導対象は、特定空き家になる前の予備軍といいますかね。放
置しておくとか特定空き家になってしまうような建物も含んでの対象になります。したがって、
壊してくださいっていうものもあると思うんですけども、それ以外にも例えばあの、屋根
や外壁の一部が剥離してね、道路のほうに飛んできているというような状況がありましたら、

それを補修なりして改善してくださいというふうな、そういった勧告も含まれるというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうすると、今、特定空き家っておっしゃいましたかね。それは何かこう明確な基準リストみたいなのがあるんですかね。それとも今おっしゃった、屋根が落ちそうだとか、割と感覚的な感じでいくんでしょうか。基準がしっかり決まっているのかということ伺いたいです。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） これも計画をつくってからの話になるんですけども、国から示されているガイドラインとか指針というのがございましてですね、特定空き家の判断基準っていう、そういう何て言うんですかね。例えば、環境に与える影響、明らかにその例えば、ごみ屋敷になってるとかね。悪臭がするとか虫がすごく湧いているとか、そういった状況であつたりとか、松、蔓がこう覆われていて景觀に悪影響を与えているとか、今にも崩れそうで防犯上、防災上の危険があるとか、そういったもろもろのものを点数化して総合的に判断して空き家に、特定空き家に認定するという形になります。それに際してはですね、町の職員だけではなくて、あの空き家対策に取り組んでいる民間の事業者さん。例えば、司法書士さんとかもね、の意見を取り入れながら認定するという形になります。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） すみません。初めて伺うことばかりなのでちょっと興味というか、分からないことが多いのですが、その特定空き家ということになりました。そしたらもう即行政代執行みたいになっちゃうんですか。違う。すみません。お願いします。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 今、申し上げたとおり、勧告をして特定空き家にします。そのあと命令、戒告とかそういったもろもろの手続きっていうのは、例えば、命令をしてその方がうちを取り壊す相当の猶予期間というのがあるんですよ。猶予期間をもってしてもその人がやらなかった場合に次のステップに進むという形です。またはそういう状況になっていることを申立てする機会を設けるとかですね。弁明機会を設ける期間とかっていうのでそれぞれ数か月かかりますので、相当、時間がかかるというようなことになろうかと思います。これもやったことがないので他の事例を聞くとそんな形だよということですね。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうしますと、先ほど町長がおっしゃった「マンパワーが足りない」というところで、とてもまた一つ、大変な作業、仕事が増えたという印象がございます。建設課の方々はダイレクトメールを出した後ですね、家庭訪問をなさっていてとか電話で交渉したりとか、とてもそこに時間を割かれているということは聞きました。本当に大変なご苦労で取り組んでくださっていると思います。そこにこれが加わると若干、大変な気もいたしますが、やはり空き家問題というのはもう避難に、避難とかその命を守るということにとっではとても重要な問題なのですみません。そこ速やかに制度をつくってちゃんとやっていただきたいと思います。で、その行政代執行してもそれって補助金とかって出るんですか。でない、個人負担。

○議長（堤 豊君） はい、建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。特定空き家の除却という部分については、補助制度がございます。それについては代執行の場合は国が2分の1、町が2分の1。もしくは所有者が特定できている場合は全額所有者に請求するという形になります。町が略式の代執行を行う場合ってというのは、例えば、所有者が誰もいない状態になって、死亡していないとか相続人が誰もいないとかっていう場合に限定されるかと思います。

○議長（堤 豊君） 質問者に申し上げます。

質問が通告外に向かっているようですので、注意をしてください。

仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 空き家って建築物じゃないですか、通告外。

○議長（堤 豊君） 空き家の、今話になってるようですけど。

○3番（仲田慶枝君） それは建築物じゃないんですか。

○議長（堤 豊君） はい。通告外ということで、今注意しました。

○3番（仲田慶枝君） 通告外です。ちょっとよくわかんないですけど、空き家は建築物じゃないんですか。

○議長（堤 豊君） 空き家は建築物です。

○3番（仲田慶枝君） だったら通告外じゃないんじゃないんですか。いいです。このことはもうこれで終わりなのでもう結構です。はい、今回はその建築物について伺いましたけれど、そもそも、この耐震診断をするっていうことがこの計画の目的ではないですよ。この計画の目的、ここに書いてありますけど「地震による建築物の倒壊等の被害から1人でも多くの町民の命を守るため」と書いてございます。で、先ほど課長に答えていただきました、耐震

化率は69.5%のままでとどまっているということになります。そうしますと、もし発災したときにこのままでは家の中に閉じ込められる危険性のある方が相当数いると考えられます。なので、この自分の家から無事に出られるということを考えたときに、この耐震補強だけではないような気がいたします。なすべきことはたくさんあるような気がいたします。もう閉じ込められてしまったらそれを出してあげなくてはいけない。重機が十分あるのか。負傷していたら、負傷していたらその人を運ぶヘリポートはちゃんと整備されているんだとか、様々です。じゃあその燃料はあるのかとか海上輸送はちゃんと来てくれるんだろうとか、様々考えることいっぱいあります。私はやはりここの西伊豆町において、発災しても生きていられると、もちろん最低限、家が崩れてそこに下敷きにならないことっていうところから今日始めておりますが様々なすべきことはあると思います。で、今、通告外っておっしゃいましたが、私はこれからですね。この後ですね、順次、以下、次回っていうことでございますけど。順番に伺って、そして私たちは1人でも多くの方、町民の方が無事に被災し、被害から逃れることができる、災害から逃れることができるということをテーマに、これ以降も聞いていきたいと思います。今日はありがとうございました。私の質問を終了いたします。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時 4分

再開 午後 2時10分

◇ 5番 芹 澤 孝 君

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

申し上げます。

建設課長は、所用があり退席しました。

通告8番、芹澤孝君。

5番、芹澤孝君。

〔5番 芹澤孝君登壇〕

○5番（芹澤 孝君） では、早速質問に入ります。1、不妊治療助成について。2022年に不妊治療は少子化対策として、保険診療が開始されて約2年半経過した。保険診療といえども不妊治療の全てにおいて保険適用されるわけではなく、標準的治療のみで、それら以外の保険適用とはならない自己負担10割となる不妊治療はまだ数多くある。保険適用となっていない不妊治療の中でも国が有効性・安全性を認めたものだけが先進医療とされている中で、保険診療は単独、または先進医療治療との併用することで保険診療自体は保険適用となるが、先進医療外の併用治療では保険適用は認められていない。静岡県は令和6年4月より不妊治療者の医療負担を少しでも軽くしようと、保険適用の生殖医療、生殖補助医療の回と併用して行われる不妊治療の先進医療の部分的助成を開始したことで、保険適用から2年半経った助成制度を一步進めた。県内市町においては、保険適応開始当初より助成体制整備に真摯に取り組んで充実させているところでは、県の助成が上乘せされ、さらに充実する結果となった。当町も不妊治療助成制度の整備に真摯に取り組み、さらなる助成拡充を図るべきではないか。

2、不育症治療の検査の助成について。2回以上の流死産の既往がある場合を不育症というが、不育症患者は妊娠患者の4.2%に当たると推定されているが適切に検査・治療ができれば85%が出産できるとのデータがあり、それにより新生児が年間3万人増加すると見込まれる。不育症の検査・治療の保険適用は不妊治療保険適用と同様に、全てをカバーしているものではなく不育症患者に経済的負担・精神的負担を強いられている。そのような中、静岡県は令和4年12月より先進医療である流死産検体を用いた遺伝子検査のみ検査を助成としたが、不育症のリスクの要因検査はほかにもあり、十分な助成とは言えない状況で治療・検査体制の整備にどのように取り組むかは、各自治体の政治姿勢に委ねられていることから県内市町間において助成に格差が生じている。当町の不育症の治療・検査体制の現状を見てみると整備され拡充されるとはいいがたいので、分かりやすく拡充された助成体制を構築すべきではないか。

以上です。

○議長（堤 豊君） 町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） それでは、芹澤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の不妊治療助成についての①不妊治療の助成拡充について1の（1）不妊治療の助成拡充についてと、2の（1）の不育症の治療・検査の助成拡大については関連

がございますので一括で答弁をさせていただきます。これまでもお答えをしておりますが、令和4年度から不妊治療が保険適用されたことに伴い、町では保険適用外となる治療費4回分の7割を助成し、限度額は15万円としてまいりました。また本年度に不妊治療についてお問合せが数件ございましたが、現在、助成の申請をされた方はおられません。そのような状況も踏まえつつ、不妊・不育症の治療、検査費用の助成について県や他市町の動向も注視しながら総合的に検討していきたいと思います。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私はこれまでこの件に関しては何回か質問してるわけですけど、それに対して当局は、県内ですね、独自の助成をしていない市町が11箇所あるとしていたわけですけど。私がちょっと調べている限りにおいてはですね、現在は御前崎市、菊川市、森町、島田市、藤枝市、吉田町の6市町村ではないかと思います。助成が、保険適用外の助成としているのは、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市の4市のみです。これらの何箇所かにその政策をとるのをなぜかということを含め、私は問合せしたんですけど。その助成をしない市町っていうのは、保険給付で十分ではないかという考えですね。保険適用外の助成の市町が保険診療に、対象とならない、自己負担が大きいので経済的負担を軽減するっていう保険適用外を助成しているところはですね、そういう意見でした。助成をしない保険適用外で助成するのはね、この両方とも保険診療になってるとこで、もう十分、助成されてるという考えが根底にあるのではないかと思います。しかしですね、この今、挙げた市町はですね、なぜかこの県西部に偏在してるわけですね。ということはですね、この西部地区っていうのは経済活動が活発ですね、人口の動態も活発であります。単年度あたりで言えば人口増のところがあるっていうことで、この人口減少に、あまり人口減少が、あまり東部地区ほど深刻ではないという、深刻に捉えていないということがあると思います。当町のように当然、「人口減少がこの深刻かつ真摯に捉え不妊治療を充実されるべき状況にある市町」としてはですね、残念ながら西部地区と同じような考えではね、駄目だと思いますね。令和4年9月の一般質問でですね、不妊治療の保険適用により県の助成がなくなり、混合診療の自己負担が大きくなるので町は救済措置をするべきではという質問に対してですね、その部分には町が積極的に助成することは保険制度から逸脱する恐れがあるので実行する必要があると、大筋このような答弁がなされたわけですよ。しかしですよ、国民保険者である県は、この令和6年より保険診療プラス自由診療の混合診療の、自由診療のね、先進医療についても助成を開始した

わけですよ。このことはですね、県はこの助成することは別に保険制度から逸脱されていないという証左ではないでしょうか。また保険制度に抵触しない7回目から10回目について助成するなど保険適用のね、生殖補助医療の1回目から6回目に助成している市町が聞いたら首をかしげるような答弁があった中でですね、6回目以降、保険適用外の7回目から10回目に助成するとしたが、より良い助成制度をするために今後も検討していくという答弁があったわけですけど、その後、じゃあ検討回数と検討の内容はどうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） まず検討回数でございますが、本助成制度につきましては保険適用に伴いまして、要綱改正をする際にも何度も協議はさせていただいております。令和5年の6月の議会で一般質問を頂いた後にもですね、その都度、協議はさせていただいております。またですね、令和6年、本年9月議会で一般質問で頂いた際にもですね、頂いた後にもですね、度々、協議はさせていただいております。検討内容についてなんですが、不妊治療についてお問合せの件数が少ないこともございまして、情報が少ないこともございまして、どのようなニーズがあるか分からないため対応にですね、苦慮してきた面もございます。保険適用から2年が経過しておりますし、過去2年半ぐらいですか。申請がなかったという状況もございますので、今後はですね、他市町の担当からの聞き取りやですね、議員から頂いたご意見などを踏まえながら他の子育て支援事業もあわせて総合的に検討していきたいと考えてございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 前向きに検討していくっていうことで、前回の9月のときには全然考えていませんということだから、大分、進歩。進歩っていうか前向きな答弁でありありがとうございます。それでですね、この人口減少対策となる不妊治療の助成についての考えはですね、この県内ですね、千差万別なわけですね。今ほど課長言われたように県内市町の町をね、他市町を参考にしていっていいことだね、その中でこの当町と高齢化率を、トップ率を争うですね、川根本町は、特定不妊治療イコール生殖医療補助での助成対象がですね、これがですね、保険適用及び保険適用外への治療で要した自己負担分、助成対象経費の3分の2を助成。1回25万円が上限。助成回数、1年間に40歳未満なら6回。40歳から30歳は3回。もし年齢制限に引っかからなければ何回でも、何年でもオーケー。ね、すごいよね、これね。これは県内でトップの助成内容でないかと思われるんですけど、そうしなければならない理由としてですね、令和6年11月1日の人口は5,742人と年々進む人口減少によるですね、町の将

来に懸念が持たれる状況であったんですけど、これらを検討するに当たって、町長等から特段の指示はなく担当課内で内容を検討して決めたということでした。要綱はですね、一般不妊治療・特定不妊治療・不育症治療と三つ整備されているんですけど。三つも整備されてるんですよ。その中でまだ十分ではないとして、現状、男性の不妊治療について内容が不足しているから沼津市さんの例になろうと考えていると。まあこの積極性っていうか、何か次々と進化させていく職員さんの姿勢にはね、感心させられたわけですけど。この川根本町っていうところは、以前より行われているこの川根留学っていう、要は、町内高校の廃校阻止のためにですね、全国から留学生を募集し、かつそれに付随する先進的な政策も実行しようとする役場職員の意識の高さが以前からあるわけですよ。翻って当町の場合ですね、2次総合計画、前期計画ではですね、3、③でですね、不妊・不育治療費助成事業。少子化対策として不妊・不育治療の一部助成をし、経済的負担を減らすっていうことからですね、今度は後期計画ではですね、不妊・不育症に関する支援の促進、不妊・不育症に関する情報提供を通じて対象の心理的・経済的負担を軽減するとなったわけです。これ情報提供でいかに経済的負担を減らせるんでしょうかね。大変に疑問に思うわけで、これ後退ですよ。11月23日のですね、この静岡新聞に24年の当町の出生は5人で県内最少、子育て支援も実らずと大きくもう報道されて、その対策としてはですね、経済的な支援に努め、子育て世代の移住定住促進も図るって説明されたと報道されたわけですね。このことは報道するに値する状況であるって判断されたわけですけど。人口減少を重く受け止めですね、役場全体で対応していくべきことだと思いますけど、中でも健康福祉課にはですね、この不妊治療はなぜ保険適用となったのか、及び保険適外助成は人口減少が少ない市町でしか行っていないと。不毛の助成制度が減少、人口減少を加速するっていうことを理解して、事ここに至ってはですね、慣例にとらわれないで進んで新しいことに取り組む、真摯の気持ちで不妊治療助成に取り組んでいくべきですけど、人口減少とこの不妊治療助成については、どのような考えを持ってるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 人口減少とですね、不妊治療につきましては、重要な課題であると考えてございますので、繰り返しの答弁になりますが、他の子育て支援事業もあわせて総合的に考えていけたらなと考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君に申し上げます。

できる限り区切りをつけて質問をするような形でお願いします。

芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） あの前月の一般質問においてですね、不妊・不育治療費助成事業の拡大を実施するにですね、ニーズの有無や財源の確保など解決すべき課題があるとの答弁がなされたわけですね、課長から。しかしこの助成の拡大っていうのはですね、ニーズの有無っていうのは、対象者の対象が分からないということなのか、助成拡大が新たなニーズの掘り起こしとなることはですね、これ常識なわけですよ。ニーズの有無が分からないから拡充しないとの事なかれ主義が、考えがですね、この人口減少を加速させるということですよ。そしてまだ財源のことを言ってるわけですけど、財源確保はここ10年で見るとですね、平成30年に助成額が増えている。予算額が不足となったことを受けてですよ。令和1年、令和2年度は予算を最大増額して405万円を確保してるわけです。3年度予算は310万円、執行額154万5,380円。保険適用が始まった4年度は予算250万円に対して、執行額19万6,430円。5年度は予算180万円に対して、執行額0円。6年度の予算は90万円と年々まあ予算は減少してるわけですね。この財政事情は、当町の財政事情っていうのはふるさと納税に大変依存するところは大きいわけですけど、納税額減少により当該予算確保が難しくなるとは思えません。平成25年ふるさと納税が微々たる時でもですね、308万円の予算を確保しているわけですから。焼津、沼津等、まあふるさと納税が好調でそのせいかかどうか分からないですけど、焼津あたりは保険適用、保険適用外いずれも助成対象、年間限度額100万円、通算10回。沼津は保険適用関係なく全ての治療が対象、年間助成額30万円、通算5年間。当町と比べたら破格、大変破格なわけですね。これはふるさと納税の影響とばかりは言えないでしょうけど。しかしですよ、隣の松崎町でもですね、この人口減少対策には大変、力を入れてるわけですよ。対象は一般不妊治療・特定不妊治療・町長が必要と認めるもの。助成額は保険診療の自己負担の全額対象、年度限度額30万円、通算5年。特定不妊治療の保険適用回数が6回3回限度となっても、5年以内なら年度30万円助成。実質、保険適用、保険適用外の助成となるわけですね。この先進医療の助成については、県の助成について保険、助成があるから今、検討中だということですけど、当町から見ると、大変、拡充されてるわけですよ。松崎町さんには失礼ですけどね、財政事情は西伊豆町よりとは思えないわけですけど、財源を確保してこの充実した助成制度を確立していることから見ればですね、この財源を理由に拡充できないっていうのは正当性がないんじゃないでしょうかね。松崎の町民からすれば、松崎との格差に気づけばですよ、住民と、住民っていうか対象者の方は大変不満を持つんじゃないでしょ

うか。財源の問題があるというならばですね、拡充できないってする、その理由を具体的にこのデータを示してですね、説明してくれませんか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 9月定例議会の一般質問でですね、財源の問題があるとお答えしたのはですね、議員もご承知のとおり新たに事業を実施する場合には、新たに財源が必要となる旨をお答えさせていただきました。したがって具体的な資料まで、申し訳ございませんがお示しすることはできません。ご理解をお願いしたいと、いただければと思います。なおですね、不妊治療の保険適用までは本事業には県の補助金がありました。現在は、ふるさと応援基金を充当しているのが現状でございます。そのような状況も踏まえ、繰り返しの答弁で恐縮ですが、他の子育て支援事業もあわせて総合的に検討させていただきたいと思っています。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） えっと、まああの県の助成があったっていうことだけど、それで県の助成がなくなって保険適用になったわけですね。保険適用っていうのは助成じゃないんですよね。保険制度っていうのはみんなで支え合う制度ですよ。対象者だってお金払ってるんだから。助成っていうのは、一方的に利益をもらうっていうことですよ、ね。だから保険があるからっていうことは、保険で助成されてるっていう考えは通用しません。あのそれでですね、この実施要綱ではですね、不妊と不育症治療の治療について助成することは記載されてるわけですけど、不妊治療については治療の医療費の記録がある県もありますけど、医療費と治療にかかった全ての費用を指すもので金額は大きくなるのに助成額は15万円と焼け石に水状態なわけですね。このほかの市町ではですね、この要綱に医療費という文言はまず見つからないわけですね。大概、費用ですね。何でこの医療費なのか。医療費っていったらもうベッド代から食事代から交通費から全部ひっくるめて言うわけですね。そこに医療費の助成をするからって言って、たった15万じゃ全然不足してるわけですね。この医療費って、じゃあこの文言を連続してっていうか、このまま使っていくわけですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 繰り返しの答弁になって恐縮なんですけど、他の市町の担当からの聞き取りやですね、議員から頂いたご意見も踏まえまして、他の子育て支援事業もあわせて総合的に検討しまして、必要に応じて実施要綱も改正できたらなと考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次にですね、この不妊治療は一般治療の、一般不妊治療のタイミング法、人工授精、そして特定不妊治療の体外受精、顕微鏡受精とだんだんこうステップアップしていくわけですけど。一般不妊治療はまあ、以前より保険適用でこの回数、年齢は関係ないですね。制限されてないですよ。だから保険診療でも何回でもできるわけですよ、以前から。しかし当町の要綱では、この条文にはないですけど不妊・不育治療診療所受診証明書にね、対象なる治療としてこの一般不妊治療も明記されてるわけですね。しかしこれ要綱が、保険適用外の、保険適用外、ごめん。保険適用外となったことで保険適用、この適用外が入る前は助成されてたわけですね。助成対象だったわけですよ。これが保険適用外っていうことの文言が入ったばかりに、これ一般不妊治療は助成対象から外れる、ね。これじゃおかしいじゃないですか。全然、助成されないわけね、これ。保険適用外ってことはないわけだから、一般不妊治療。これはどういうふうに解決するんですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 議員のご指摘も踏まえて検討いたしましてですね、必要に応じて要綱も改正していきたいと思っております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 分かりました。それで6番ですね、この保険適用ではですね、生殖医療補助医療は40歳未満6回、40歳未満からは43は3回ですけど、これは4回までにね、約90%の人が妊娠しですね、6回目以降の妊娠は大変難しい。年齢面では40歳以降は妊娠率が急激に下がりですね、40歳では約15%というような統計があるようにですね、効果の薄いところに保険適用の、各保険の負担は使わずに各保険の負担を軽くするというために制限されてるということですけど。保険適用外への助成の考え方はですね、保険診療によってカバーされなかった部分を保険適用外として助成するものでですね、これは保険適用への助成という、これに対して全く保険診療を使わなかった治療に助成するものもあるわけですね。当町の場合はこれに近いわけですけど、前に述べたように生殖補助医療の6回以内に90%以上が妊娠し、そして町の10年間の妊娠成功率、平均治療回数を4.1回で保険適用回数を超えてないことから見ればですよ。保険適用外の回としたことはですね、この要綱改正後、助成制度を機能させずですね、制度利用者を排除する結果になったわけですよ。令和4年度改正後の5年、令和4年の改正後の令和5年度の助成予算は180万円に対してですね、執行額は0円であったことからこのことが分かるわけですけど。保険適用外の回は文言としてですね、非常に重く、の回が、この回があるだけでですね、助成制度を限定的にするわけですね。要綱とは

何かを考えればですね、保険診療の保険でカバーできない部分及び全く保険を使わない治療のいずれにも助成できるとの解釈ができるようにすることは、何の問題がないのではないのでしょうか。要綱、この弾力的に運用できるようにですね、保険適用の外、文言はね、修正すべきではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 担当のほうも先ほど来から前向きな答弁はしているはずだと思います。

一応、芹澤議員からも以前からも質問がございましたし、今現在、6回までの保険適用。そこから外れてしまった7回以降、10回までのところについては町のほうとしては助成をしようということで進めていることはご理解をされているかというふうに思います。ただ、そこから漏れた方については、多分、担当のほうは今後、前向きに検討していただけるというふうに思いますので、その要綱の言い回しの部分などについてもあわせて検討してくれるのではなかろうかというふうには思っております。ただ、反問権ありますんで、芹澤議員にお尋ねをさせていただきたいんですけども、なぜ同じ不妊治療のですね、医療行為として保険適用と保険適用外があるのかを見解を少し教えていただかないと、何でそこに突っ込んでお話をされているのか私たち理解ができませんので、当然、保険適用になるということは何かしらの結果を伴ってですね、多分、そこで線引きをされてるんじゃないかなというふうに思いますんで、その見解をお示してください。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私はそのところは正式な、正式に何か調べたことはないけど。保険適用ができたから、人口減少の対策として保険適用ができたからその例外としてじゃあ保険適用しない部分は保険適用外という言葉が生まれた。そういうことですよ。ほかに考えようがないじゃないですか。それとそれに対して医者が認め、効果が認められ、先進医療部分でその治療を使う、先進医療として保険適用外に、保険適用にできない、その部分があるから保険適用外っていう言葉が生まれた。そう思いますけど。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） すいません。反問させていただいたものの答えになってないんで、もう一度聞かせていただきたいんですけども。基本的に国のほうが医療行為の中で保険適用になります、これは。といったものと、ここからは保険適用にならないんですって言われた線引きって必ずどこかにあると思うんですよね。そこをどのようにご認識をされているのか、その見解をお願いします。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 保険適用になるかなんないかって、これは生殖医療補助医療の回数のことについて言ってるわけですよ。それはもう国が言ってるじゃないですか。6回と40歳以上は43歳までは3回。これは保険適用の治療に認めると、保険適用だっていうことですよ。それ以外の特定不妊、生殖補助医療は保険適用外、保険適用ということは使用できない、ね。それでその保険適用の中で、適用から外れたものは保険適用外。分かりました。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですので、私たちは理解ができないのは、保険で適用されてるわけですね。大方の不妊治療とかいろいろなものは。ただ、そのほかにも高額であったりとか、新しい概念が生まれてとか、新しい方法が生まれたってというのは多分、まだいまだに保険適用外なんだろうというふうに思います。国は多分、保険適用の中で、ある程度、皆様のご要望は網羅できるんでそこに保険適用という枠が入っていて、うちの町としては1回から6回が保険適用ですけども7回以降10回までも保険適用にします。保険適用と同じような要綱で助成しますってということで、うちの要綱をつくってあるはずですよ。ただ、芹澤さんはですね、ここのことは話を飛ばしておいて、保険適用外のものを助成しないから出生数が少なくなっているんじゃないかとか、そういった不育とか不妊治療に優しくない町だというふうにおっしゃるんですけども。私たち、こちら側の考えとしては基本的に国が保険適用と認めたものを実施させていただくことによって懐妊に結びつくというふうに思っております。ただ、例外的に新しい医療行為であったりとかっていうものはまだ新しいわけですから、当然、高額なものもあるのかもしれないけれども、どこまでがそこによって出産につながるかということとは、国がお認めになられてない部分ではなかろうかというふうに思いますんで、そこは適用の外になっているんじゃないかというふうに思ってるんですけども。その辺は、線引きはなぜその線引きがあるかっていうのは、芹澤議員はどのように解釈をされてるんですか。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 線引きをどのように解釈してるんじゃないかって、これはだから国がもう決めてあるわけですよ、保険適用か適用外ではないかって。私の考えで線引きししてるわけじゃないんですよ。分かります。はい、次行きます。保険診療でのカバーできない部分への助成というところですけど、記事のとおり県が令和6年4月より保険診療の生殖補助医療ということで、この先進医療については70%限度額5万円を助成するということでですね、保険診療の対象者は大変助かるわけですね。一方、この自由診療の全く保険適用外の対象者は

何もなくですね、経済的負担が重いので助成することにおいて保険適用、保険適用外を保険適用の人と保険適用外の人を一律にですね、助成するのではなくてですね、差をつけるなどですね、この状況に応じた助成制度っていうこう、メリハリある助成制度ってことも1案としてあると思うんですけどね。このことについてはどうでしょうか、このメリハリをつけるということについては。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですので、うちはメリハリをつけた中で西伊豆町の助成制度ができているんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時55分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

なお、芹澤孝君にお願いがあります。

できる限り区切りをつけて、私の勉強不足もありますが、分かりやすく私らに質問、それから話をしてください。

よろしくお願いします。

芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） あの町長、あの保険適用外へと助成しているっていうことでメリハリつけてるっていうけど、これはメリハリじゃないでしょう。それメリハリっていうんですか。何をもってメリハリってするんですか、それ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 私たちは、国が定められた保険適用内のものについてはしっかりと保険適用でされているというふうに思っております。ただ残念ながら、6回では懐妊されなかった方についてもですね、7回8回9回10回まではうちのほうで責任持って手を差し伸べさせていただきたいということでやっております。ただ新たな医療であつたりとかどの程度、それが妊娠につながるか分からないというか、国のほうで示されていないものについて安易

にあれもこれもという助成をするわけではなくてというところのメリハリをつけているというものでございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 先ほど課長に言いましたけどね、保険で1回から6回、助成されてるから保険適用外の部分の7回から10回助成すると。保険適用、保険で1回から6回助成してるんじゃないんですよ。保険制度っていうのは先ほど言いましたように支え合いですよ。助成制度じゃないんですよ、ね。その辺を間違えないようにしてください。それでですね、じゃあメリハリっていうことで、課長どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 頂いたご意見を伺い、意見を踏まえてですね、検討していきたいと思っております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） あの次に要綱でこの不妊治療、不育症治療っていうのは保険適用外の回にですね、40歳未満4回、40歳以上3回助成するっていうことになってるわけですけど、不妊治療については、どの治療を指すかよく分からないで生殖医療補助医療のことについてやっていると思うことについて言ってると思うんですけど。保険適用の回数で成功せずですね、なお治療を続ける方を救済するのがね、保険適用外の4回3回であるっていうのが今の町の姿勢なわけですね。しかしこの保険適用の生殖医療補助を既に6回または3回を受けており、その中身はですね、体外受精3回から4回で、一般的には次に顕微鏡受精ってことをもう既にやっているということですね。それでも駄目だということで、これはまあ残酷な言い方ですけど、このまあ、妊娠するには非常に難しい方たちにだけ、これ結果、助成することになるわけですね。保険適用外ってことは。保険適用のこの6回3回、これ以上はもう非常に妊娠しにくいっていうこの、そしてこの各保険制度が負担軽減することをもって6回3回っていうことを国が決めてるわけですけど、財源問題を持ち出すのであればですね、このこういう助成制度の費用対効果の面から見ればですよ、予算の。看過できるものではないわけですよ。この保険適用後、なお治療を続けようとする方はですね、大変、経済的負担を強いられるわけですけど、体外受精は体調さえよければ年間4回から5回行うということですよ。すると1回50万円とすれば、4回行うと年間200万円使うわけですね。この部分だけに助成するとして15万円を年齢によって4回から3回助成するってしてるわけですけど、この金額ではですね、これは経済力のある方は助成を続け、治療を続け、経済力に問題のある方は

治療を考えると、一種、格差社会の助成となってるわけですよ。不公平なわけですよ、これは現状。令和5年の助成予算はね、180万円で執行額は0円だったわけですから。このことから分かるように保険適用になりですね、年数が経っていないので助成対象者が出ていないということもありますけど、助成金額が低くてですね、回数制限があるのでですね、二の足を踏んでいる方もあるんじゃないでしょうか。この回数制限についてはですね、十分な助成回数があればいいわけですけど、対象者は体調を調整しながら進めるものですから年齢制限と回数制限があってはね、精神的負担が大きいので、まあこの通算年数による助成も検討するべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 議員、ご指摘も頂いておりますので、そちらも踏まえて検討させていただければと思っております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） じゃあ次にですね、令和5年度180万円、執行額0円を受けて、令和6年度の予算90万円って何を助成しようとしたんですかね。この予算組みを見ているとですね、この事業に流れを任せ、ただ単に事業をね、傍観してるっていうか流れに任せてるのしようにしか私には見えず、しいてこの状況を改善しようという姿っていうのは見えてこない。人口減少対策の一つとしてですね、不妊治療、不育症治療の助成が行われて、行われているのであって、その事業の優位性をですね、考えればですね、不妊治療、不育症治療の助成を拡充することは重要なことです。平成30年にはですね、予算225万円に対して執行額295万2,000円と予算オーバーするほど助成制度が活用されていたわけですけどね。潜在的な不妊治療、不育症治療を必要としている方を掘り起こしですね、広く認知してもらうためにも定期的に不妊治療、不育症治療について広報すべきではないかと思うんですけど、どうでしょうか。このまあ西伊豆町のホームページで掲載があるわけですよ。そこにはなかなか辿りつかないし、大変雑なわけですよ。うん。そういうことがあるので認知するにはもっとほかの広報する方法を考えるべきじゃないですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） まず1点、今295万円なにがしというお話をされたかというふうに思いますけれども、これは多分、保険適用になる前の金額を言われているかというふうに思います。当然、保険適用になればうちに来る前にそういった保険のところでお支払いをされますので、当然、西伊豆町の予算としては0に極力近くなっていくんではなかろうかというふう

に思います。また先ほど回数を気にせずにこういった不妊治療をされたほうがいいんじゃないかということを議員おっしゃったかというふうに思います。ですので私たちはそれを考慮して6回まで保険適用ですけども、保険適用にならない7回から10回までは町のほうの負担のほうでやらせていただくというところで、回数を気にすることなく、私たちの町では不妊の治療ができるという解釈になれば、別に議員のおっしゃってることをうちがやっていないということには当たらないんだろうというふうに思います。もう1点、先ほどからうちの課長は指摘も踏まえ検討してまいりたいというふうに言っているんですが、それでもなお、いろいろなことをおっしゃってくるということになると、従前と同じままでうちのほうは後退させていただく、もしくは平行線でよろしいかなというふうに思いますが、ご指摘の点を踏まえて検討するという答弁では気に入らないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だから一つ一つ、じゃあ金額なり回数なり、こういうことは問題ではないかっていうことを挙げてるわけですよ。ほいで6回の後、7回、10回、助成してるんだって言うけど、だからそこを利用できる人と利用できない人がいるってことですよ。負担が大きいから15万円の助成でね、やるかと。たった15万円の助成で、50万円60万円かかるかもしれないの1回、それを続けるか。そういうことですよ。じゃああの不育症治療にいきます。不妊治療、不育治療の助成制度を当町は一つのと綱において行っているわけですけど、この不育症治療は流産、流死産ですか。二回以上の方を妊娠出産後まで結びつける治療を行うものであって、不妊治療と治療の内容は全く別なものであるわけですね。この不妊治療では保険制度の開始、不育症治療では県の検査費用の助成開始など、と綱が現状に対応し切れていないとは思えません。不妊治療も不育症治療も夫婦の問題であるわけですけど、私もこれを取り上げるまで最近までね、この不育症なる言葉をよく認知してなかったわけですね。対象となる方が全員そうではないと思いますけど、この不育症治療の丁寧なと綱を政策してですね、このような助成制度があることを定期的に、あの不妊治療と同様、広報することがですね、この減少対策の一助になると思うんだけど、どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 頂いたご指摘も踏まえて、適切に対応してまいりたいと思っております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 課長、もうちょっと中身のある答弁をしてほしいんだけど。町長のほうからそれに対していろいろ、ちょっと異論が出てるんだけど大丈夫かね。要綱においてですね、助成対象欄に単に不妊治療、不育症治療っていう記載されているだけで、不育症治療のどのような対象になるのか全く書かれていません。助成対象を一覧表にしてですね、要綱に記載しているのが一般的なわけですね。この不育症治療っていうのは、治療開始から死産流産出産までを1治療期間として、この治療期間には保険適用の治療、保険適用外治療をあわせて受けることになるわけですね。当町の場合、この保険適用外、適用外の回っていうことでこの年齢で4回3回と限定的で、またここの回がですね、問題で、この1治療期間内の1回をどうするか。1治療期間内の保険適用回の回を1回とするのか明瞭でないわけですよ。どっち。保険治療、1治療期間の中の個々の保険適用外の治療を1回とするか。これだけど連続した不育症治療なわけですよ。それとも1治療期間、治療開始から、何だ。出産死産まで、終了までの期間をその保険適用外のこともあるから、治療もあるから保険適用外として1回として認めるかどうか。その回の解釈の仕方、その辺にもう明瞭に書かれていないわけですね。その辺も問題があると思いますね。1治療期間のこの連続する治療ってことは、助成する期間としては何か月も続くわけでこの今の金額ではね、15万円では不十分なわけですよ、当然。丁寧に不妊治療期間を要綱別に設けているっていうほとんど市町はですね、助成期間は24か月または2年としてるわけですね。これで昨日から南伊豆町が度々出てくるわけですけど。この南伊豆町がね、秀逸な要綱を制作してるので紹介するとですね、第4条、助成金の額は不育症治療等を受けた日の属する年ごとに、年度ごとに本人負担の10分の7以内の額、算定した額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるとし、24万1,500円を限度とする。ただし、医療保険各法に基づく保険者または共済組合の規約等の定めるところにより助成対象に対し、治療等に関する任意の給付が行われる場合は当該給付の額を本人給付負担から控除する。不妊治療等の開始、助成期間は不妊治療等の開始から2年っていうことになってるんですね。このようにこの助成がですね、南伊豆町を消滅可能性自治体から脱却させた一つの要因ではないでしょうか。不妊治療とこの不育症治療は異なるものですからですね、この不妊治療助成要綱に現在、安易にくっつけたような要綱では十分ではないので、この助成対象、助成額、助成期間を見直してですね、独立した不育症治療の要綱を確立するべきだと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） この助成事業はですね、議員もご存じのとおり各自治体によって様々な助成をやっております。なので、個別にこちらをやる、あちらがいいとかっていう形でやるよりもですね、繰り返しになってしまうんですが、総合的に考えてこういった形がうちの町に合うのか合わないのかっていうのを一つ一つ検証する必要があると思いますので、引き続き、頂いたご意見を参考にもしながら、他の市町の状況も確認しながら考えていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次にですね、この間、つい最近、新聞に報道があったわけですね。報道があったわけですけど。賀茂圏域で唯一、出産業務を行っていた下田の臼井医院がですね、来年1月で出産業務のみを終了することとなったわけですね。賀茂圏域の出産に対する医療の環境はこれで大変厳しくなるわけですけど。それによって出産は、伊豆の国市、伊東市など遠方の医療機関を頼らざるを得なくなったわけですね。国は令和4年、令和6年4月1日に遠方での出産への交通費、宿泊費の支援事業を行うようにこの通知を出したわけですけど。不育治療症ではですね、1治療機関は治療開始から出産・死産・流産まであるわけですからこの支援事業の対象と当然、なるわけですね。この環境が厳しくなったってことで、さらなる不育症の拡充が求められるわけですけど、このことについて既にこの下田市などは、この支援事業の拡充の検討を開始したと報道されていましたが。それで今日の伊豆新聞あたりも南伊豆はもう検討、来年度に予算化するっていうようなことは出てましたね。西伊豆町はこれに対する対応はどうなってるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 令和5年度ですね、当町の出産件数は13件でした。そのうちですね、臼井医院で出産、臼井医院での出産件数は5件、順天堂伊豆長岡病院が6件、その他が2件でした。そのため臼井医院の分娩終了に伴いましてですね、仮に順天堂伊豆長岡病院で出産する場合には、これまで仁科から下田までは車で約40分、順天堂伊豆長岡病院までは約70分となり、移動時間が約30分長くなります。そのため妊婦さんには身体的・心理的不安が増すことが考えられますし、同じようにご家族にも負担は増えるので、そのような状況も踏まえながら今後、どのような形にするか検討していきたいと思っております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） このことはもう前もって宿泊すると、病院の近くに。この通知はね。だから順天堂病院なら順天堂病院に前もって、ある程度、余裕を持って宿泊すると。その宿

泊について助成を出すと。それでここからのタクシー代をそれについても助成するっていうことですよ。分かってます。それはどの程度の日にかをにとって、幾らぐらい助成までするのかっていうことは分かります。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） まだ担当、課内で協議しているレベルですので、ここで具体的にお幾らであるとか助成をするしないということは申し上げられないのでご理解ください。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） はい。じゃあ拡充されることを期待して、以上で質問を終わります。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時27分

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

○議長（堤 豊君） 日程第2、議案第56号、西伊豆町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第56号は、西伊豆町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） それでは議案第56号、西伊豆町企業版ふるさと納税基金条例の制定について説明いたします。

この条例案は、11月19日の議会、全員協議会におきまして、議員の皆様にお伝えしたのとなっております。まずこの条例を制定する目的でございますが、当町は令和5年3月6日

に法人からの企業版ふるさと納税を受けられるよう、西伊豆町企業版ふるさと納税実施要綱を制定し、これまでに4企業から寄附を頂きました。頂いたご寄附につきましては、年度内に執行した二つの事業に充当させていただいたところでございます。しかし令和2年度の税制改正により、企業版ふるさと納税の税額控除の割合が令和2年度までの3割から最大9割に上げられ、その適用期限は令和6年度末とされたことから、これから年度末にかけて駆け込みの申出がある可能性があり、全協のときにもお伝えさせていただきましたが、現在、一つの企業から相談を受けている状況でございます。このような場合でも翌年度事業の財源として利用ができるよう、この基金条例を制定したいものでございます。

1枚おめくりください。西伊豆町企業版ふるさと納税基金条例。第1条、設置。地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に要する経費の財源に充てるため、西伊豆町企業版ふるさと納税基金を設立する。この地域再生法に規定する「まち・ひと・しごと創生基金活用事業」とは、町が国に提出いたします地域再生計画に基づいて実施する事業となります。次の第2条、積立て。第3条、管理。第4条、運用益金の処理。第5条、繰替運用。第6条、処分。及び第7条、委任の規定につきましては、「西伊豆町ふるさと応援基金条例」などの他の基金条例と同様に、基金の運用等について規定したものでございます。附則ですが、この条例は公布の日から施行するものといたします。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） あの4条、運用益の処理なんですけども、基金の運用から生ずる収益の処理は西伊豆町公金の管理及び運用に関する取扱要綱に定めるところによるとなっておりますが、この運用から生ずる収益をこの企業版ふるさと納税基金のほうには入れないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 会計管理者。

○会計管理者（森 健君） はい。あの要綱のほうで定めておりますのは、基本的には財政調整基金に積み立てるということになっております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） あその他市町の話なんですけど、この納税をもらってですね、納税もらった企業に注文を出すと、その企業のね、商品に対して。っていうことは税金の還流だと言って問題になってた報道がありました。そういうことに対してはどう考えておりますか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） はい。そのような報道は存じ上げておりますけれども、そのようなことがないように制度にのっとってしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

7 番、山田厚司君。

○7 番（山田厚司君） えっとですね、あのこの企業版ふるさと納税ですね、大体、一般的に言われるのがですね、寄附額の下限がですね、10万円程度。多い場合ですと1,000万円超える寄附をもらえる場合がある。そのうちの今、課長の説明で9割はその会社の経費なり税的にいろんな軽減されたり何されたりというお話。過去のあれにおいてですね、西伊豆町の場合ですね、そんな高額な寄附とかを受けてないとして、今後の見込みとしてそれくらいの、1,000万ぐらいの感じの寄附をもらえるような、そういった見込みっていうのはいかがなもんですか。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） 今のところはそういう高額な寄附を受けるという話はございません。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） もしまだこの基金に残高がある状態のときに、この第1条のこの規定、地域再生法のこの規定が何かしら国の方で改正などがあってなくなったりすると、そういうときは基金の取扱いっていうのはどうなりますでしょうか。

○議長（堤 豊君） 会計管理者。

○会計管理者（森 健君） 現在、基金のほうにつきましては一括運用しております。この基金が0になれば、0になったということでカウントしてありますので、法令がなくなってもここを条例廃止するということでない限り、0で残るということです。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第56号、西伊豆町企業版ふるさと納税基金条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第3、議案第57号、西伊豆町診療所設置条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第57号は、西伊豆町診療所設置条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 議案第57号、西伊豆町診療所設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。今回の改正は、第5条第2項が示す告示文の誤りを正すもので、第5条第2項中の査定を算定に改めます。

2 ページをご覧ください。新旧対照表になります。左が現行、右が改正案になります。左側の現行欄をご覧ください。第5条第2項、利用料金の額は診療報酬の査定方法を右側改正案の欄のとおり、利用料金の額は診療報酬の算定方法に改めるものです。改正理由ですが、このたび診療所の指定管理者を選定するにあたり、本条例を確認していたところ誤りに気づいたため、改めるものでございます。

1 ページへお戻りください。附則、この条例は公布の日から施行します。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） すいません。あの国語の時間かもしれませんけどね。算出と算定、査定と算定の違いっていうのは何ですか。いやいや、だから何が。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） これはですね、厚生労働省が示す告示文、そこに診療報酬の算定方法という告示文があります。診療報酬を算定するに当たってはどのようなものかという告示文です。なので、その告示文のことをこの第5条第2項は指してございますので、この告示文を、通知文、告示分を正しく示さなければいけないのにもかかわらず、誤って算定という形で条例制定をしてしまったものと思われまいます。ごめんなさい、失礼いたしました。査定としてしまったと思います。失礼いたしました。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第57号、西伊豆町診療所設置条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第4、議案第58号、西伊豆町防災センター条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第58号は、西伊豆町防災センター条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） それでは、議案第58号についてご説明いたします。

今回の改正は、令和5年度から工事を進めておりました仁科浜地区津波等避難施設が令和6年10月31日に完成したことに伴い、この条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、施設の名称を仁科浜地区津波等避難施設、位置を西伊豆町仁科392番地とし、追加したいものでございます。

それでは議案第58号の3ページ、新旧対照表の別記1－1をご覧ください。こちらは現行となりますが、すいません。ここで2箇所訂正をお願いいたします。表の最上段の名称と位

置の文字に誤って下線を引いてしまいましたので下線の削除をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、次の４ページ、別記１－２の改正案をご覧ください。下線を引いた箇所が改正点となっております。最下段をご覧ください。名称の欄に仁科浜地区津波等避難施設を、位置の欄に西伊豆町仁科392番地を追加したいものでございます。

１ページにお戻りください。附則をご覧ください。この条例は公布の日から施行したいものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第58号、西伊豆町防災センター条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 59 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第 5、議案第 59 号、静岡地方税納税整理機構規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 59 号は、静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約（案）についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） それでは、議案第 59 号、静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてご説明させていただきます。税制改正により、森林環境税及び特別法人事業税が創設され、構成団体から引き受ける事案に含まれることとなり、静岡地方税滞納整理機構規約のうち広域連合が引受けた事案に係る滞納処分等事務の規定の変更を行うものです。各構成団体、県内 35 市町と静岡県での議決後、静岡地方税滞納整理機構が議決証明書を取りまとめ、令和 7 年 1 月下旬に総務大臣へ規約変更を届出、その後、6 月 1 日に変更後の規約が施行されます。それでは、議案を説明させていただきます。

お配りしました議案の 2 ページ、新旧対照表をご覧ください。変更箇所は下線部になります。第 4 条第 1 号中、地方税（昭和 25 年法律第 226 号）の次に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 4 号）」を加え、「地方税に」を「徴収金に」に改めるものでございます。変更点は以上です。

続きまして、変更条文に係る附則の説明をさせていただきます。資料の 1 ページをお戻りください。附則としまして、この規約は令和 7 年 6 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） これですね、地方税を徴収金に改めたところには何か意味があるんですか。それだけお願いします。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） これについては、改正対象の地方税等、規約第4号第1号の地方税法の地方税を区別するために、ここは「地方税に」から「徴収金に」という変更をしました。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

よろしいですか、はい。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第59号、静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてを原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第6、議案第60号、西豆衛生プラント組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第60号は、西豆衛生プラント組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（土屋智英君） はい。それでは議案第60号、西豆衛生プラント組合規約の一部を変更する規約についてご説明させていただきます。現在、西豆衛生プラント組合では、し尿処理施設の管理等に関する事項を、事務を、一部事務組合にて共同処理を行っております。令和7年度から新斎場事務を、新斎場建設等に関する事務を追加し負担金等の算定方法について見直しをするものでございます。構成団体での議決後、議決証明書を取りまとめ静岡県知事へ規約変更を届出、その後、4月1日に変更後の規約が施行されるものでございます。それでは、議案を説明、議案書を説明させていただきます。

お配りしました議案書2ページをご覧ください。新旧対照表によりご説明させていただきます。変更箇所は下線部になります。まず題名の「西豆衛生プラント組合規約」を「西豆広域行政組合規約」に。第1条中、「西豆衛生プラント組合」を「西豆広域行政組合」に改め、第3条を号だてし、共同処理をする事務として火葬施設の建設及びこれに関する事務を加えます。次に、第10条第2項中、「人口割及び汚泥投入量均等に、汚泥投入量割等により算定し、その基準は別に定める」を「別表に定める区分により算定する」と改めます。

3ページをご覧ください。こちらに記載しています別表を新たに加え、この別表では既に負担割合が決まっております、し尿処理施設の管理及び運営並びにこれに関する事務の経費のほかに、新たに組合議会の経費などの組合の事務管理に共通に要する経費及び火葬施設の建設及びこれに関する事務の経費の負担割合を加えております。

2ページにお戻りください。第10条の次に、第1条として「この規約に定めるもののほか、この組合の運営に必要な事項は、管理者が定める」を加えたいものとなります。

変更点は以上です。

続きまして、変更条文に係る附則の説明をさせていただきます。1ページにお戻りください。附則としましてこの規約は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） 課長は、冒頭斎場って言ったと思うんですけども、条例文ですとこれ全て火葬施設になってますよね。その使い分けっていうのはどういうふうにされてるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（土屋智英君） はい。すみません、説明のほうで最初、新斎場建設等に関する事務という形で説明させてもらってますが、こちらは今まで私たちのほうが皆様に合同説明会でも新斎場建設等という形で説明させていただいてる文言でございます。で、建物としましては斎場という、あそこは火葬施設、要は、火葬する施設という形になりますので施設としては火葬施設という形でこちらのほう、規約のほうでは入れさせていただいております。

○議長（堤 豊君） 6 番、高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） 今の説明では明確に区別が付いてないですよ。これからじゃあどういう使い分けしていくんですか。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（土屋智英君） 施設としては火葬施設になります。名称等については、場所の名称等はまだ決まっておきませんので、そういうところ名称が決まりましたらそちらはそういう名称という形にさせていただければと思います。

○議長（堤 豊君） ほかにいかがですか。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 町長にお聞きしますけど、これプラント衛生、私今、議長やってるんですけどね。で、斎場が入ってきた。それで名前が西豆広域行政組合規約っていうふうなことでこうなってるんですけど、もしですね、例えば今、1 市 3 町でゴミをやってるっていうあれで松崎と西伊豆が一緒になって下田に運ぶということになったら、このゴミのそういう、一緒にやるのもこの西豆広域行政組合、こういうあれに入ってくるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今 1 市 3 町でやっておりますものについて、収集したものを一緒に運ぼうということは議論はされておきませんので、今直ちにこちらに入ってくるのかというふ

うに言われると現段階では入らないというか、そういった案がそもそもないという状況になります。仮に松崎町と西伊豆町が一緒になる、合併をすることでかっという話になるとですね、逆に今度それは環境課の運搬という業務になるので、こちらを使う必要もないんだろというふうには思いますけども。今現時点でごみのパッカー車の運用を一緒にやろうというお話はございません。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第60号、西豆衛生プラント組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣言

○議長（堤 豊君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時58分